

第4期宮若市障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)

第7期宮若市障がい福祉計画・ 第3期宮若市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



第4期宮若市障がい者計画

第7期宮若市障がい福祉計画・
第3期宮若市障がい児福祉計画

編集・発行 宮若市役所 子育て福祉課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1

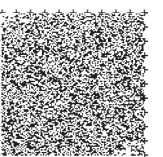
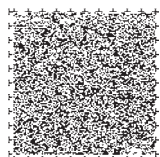
TEL 0949-32-0541

FAX 0949-32-9430



令和6年2月
宮 若 市

この冊子には、音声コードが
印刷されています。専用の
読み上げ装置で読み取ると、
音声で聞くことができます。



ふつうに くらす しあわせ実感のまち



宮若市では、平成29（2017）年度に、障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現を基本理念として、「第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかし、人口減少や地域コミュニティの希薄化など、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変わってきており、障がいのある人が抱える課題や福祉ニーズは、複雑化・多様化しています。また、障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」問題、医療的ケア児（者）に対する支援のほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、サービス基盤の整備は、市として取り組むべき喫緊の課題となっています。

平成28（2016）年4月施行の「障害者差別解消法」は、令和3（2021）年5月に改正法が施行され、これまで「努力義務」とされていた民間の事業者による「合理的配慮」の提供が、令和6（2024）年4月から国や地方公共団体などと同様に「義務」となり、障がい者理解の促進が一層強化されることになります。

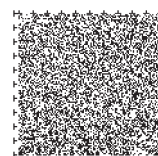
本市においては、障害者の権利に関する条約の趣旨に沿い、令和4（2022）年12月に「宮若市手話言語条例」を制定し、手話は言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進と手話に関する施策を計画的に推進していくこととしております。

このたびの障がい者計画では、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、「おもい合い 支え合う ふくしのまち みやわか」を基本理念として、各分野の施策の方向性を示し、本市の障がい者施策の推進のための指針を定めております。今後は、本計画に基づきまして、市民の皆様が障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域の中で安心してふつうに暮らす幸せを実感できるまちづくりに努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、貴重なご意見やご提言をいただきました宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力をいただきました関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

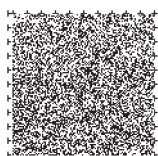
令和6年2月

宮若市長 塩川 秀敏



目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
第2章	障がい者等の現状	4
1	宮若市の現状（人口、障がい者数等）	4
2	市民意識調査の結果	11
第3章	計画の基本的な考え方	22
1	計画の基本理念	22
2	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	22
3	計画の施策体系	23
第4章	施策の現状と今後の取り組み	24
1	障がい者理解と差別解消の促進	24
2	生活の支援・充実	27
3	保健・医療分野の支援	36
4	教育環境の整備・充実	39
5	雇用・就業機会の確保	41
6	安全・安心な環境づくり	43
第5章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	51
1	成果指標及び活動指標	51
2	必要量見込と確保の方策	57
	障がい福祉サービス等の必要量見込	57
	地域生活支援事業の必要量見込	65
	児童福祉法上のサービス必要量見込	70



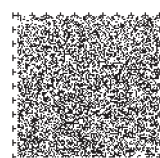
第6章 計画の推進体制	73
1 自立支援協議会を核とした関係機関等との連携	73
2 計画の進行管理	74

参考資料	75
1 宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会規則	75
2 宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会委員名簿	77
3 宮若市障がい者計画・障がい福祉計画策定の経過	78

「障がい」の表記について

本市では、平成24年4月以降、原則として「障害」を「障がい」表記しています。
ただし、次の場合は、「障害」と表記します。

1. 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられ特定のものを指す用語
2. 関係団体、関係施設の名称、固有名詞
3. 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
4. 他の文書や法令等を引用する場合
5. その他漢字使用が適切と認められる場合



1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、共生社会の実現に向け、令和5年3月に閣議決定された第5次障害者基本計画が策定されました。

この第5次障害者基本計画では、障がいのある人を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障がい者福祉施策の基本的な方向が定められています。

本市においては、「障がいのある人もない人も、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念として、平成30年2月に「第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して自分らしく共に暮らすことができる、地域社会での共生を目指して、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

また、社会的動向を踏まえつつ、住民のニーズを把握し、本市のこれまでの施策の評価・検証や課題を基に、これからのまちづくりに必要となる施策を掲げた「第2次宮若市総合計画後期基本計画」を令和5年3月に策定し、国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）の概念を取り入れ、各施策との連動を図っているところです。

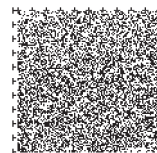
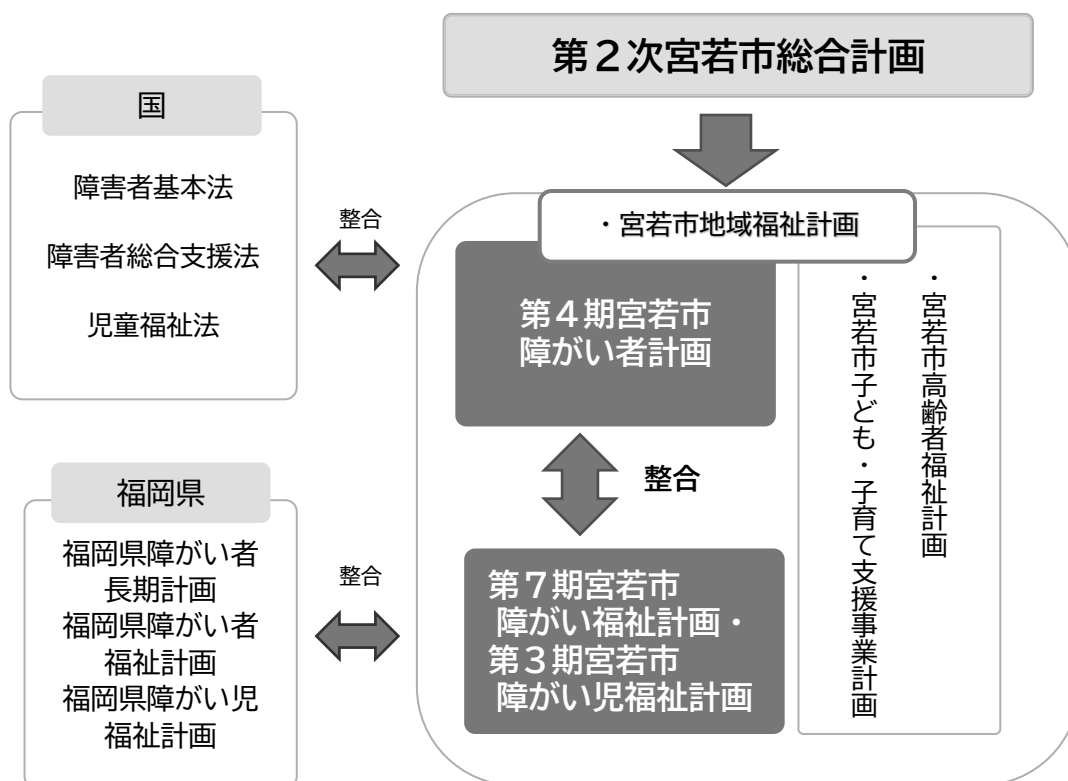
本市では、平成30年2月に策定した「第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」の計画期間が、令和5年度をもって終了することから、障害者基本法、国の第5次障害者基本計画、世界の共通目標であるSDGsの趣旨、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などを踏まえて、計画の見直しを行い、本市の障がい者福祉施策を引き続き計画的に推進していくため、あらたに令和6年度を初年度とする「第4期宮若市障がい者計画（令和6年度～令和11年度）、第7期宮若市障がい福祉計画及び第3期宮若市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

この障がい者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、関連する施策や事業を体系づけ、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備と、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として位置づけています。

障害者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画です。

策定にあたっては、「宮若市総合計画」をはじめ、「宮若市地域福祉計画」などの市の各種計画や、福岡県障がい者長期計画、福岡県障がい者福祉計画及び福岡県障がい児福祉計画等との整合性を図っています。



3 計画の期間

第4期宮若市障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、第7期宮若市障がい福祉計画と第3期宮若市障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

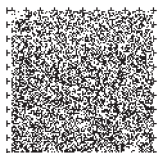
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期宮若市障がい者計画 (障害者基本法に基づく計画)					
第7期宮若市障がい福祉計画 (障害者総合支援法に基づく計画) 第3期宮若市障がい児福祉計画 (児童福祉法に基づく計画)			第8期宮若市障がい福祉計画 (障害者総合支援法に基づく計画) 第4期宮若市障がい児福祉計画 (児童福祉法に基づく計画)		

4 計画の策定体制

学識経験者や関係団体代表等で組織する「宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会」において、計画内容等について検討を行うとともに、障がい福祉についての市民意識調査等により把握した市民の意見・要望等を、計画へ反映しました。

また、庁内においては、「宮若市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画案の内部調整等を行いました。

さらに、令和5年12月～令和6年1月に計画原案に対するパブリックコメント（市民意見提出）を実施し、市民からの意見募集を行いました。



第2章

障がい者等の現状

1 宮若市の現状（人口、障がい者数等）

（1）障がい者の状況

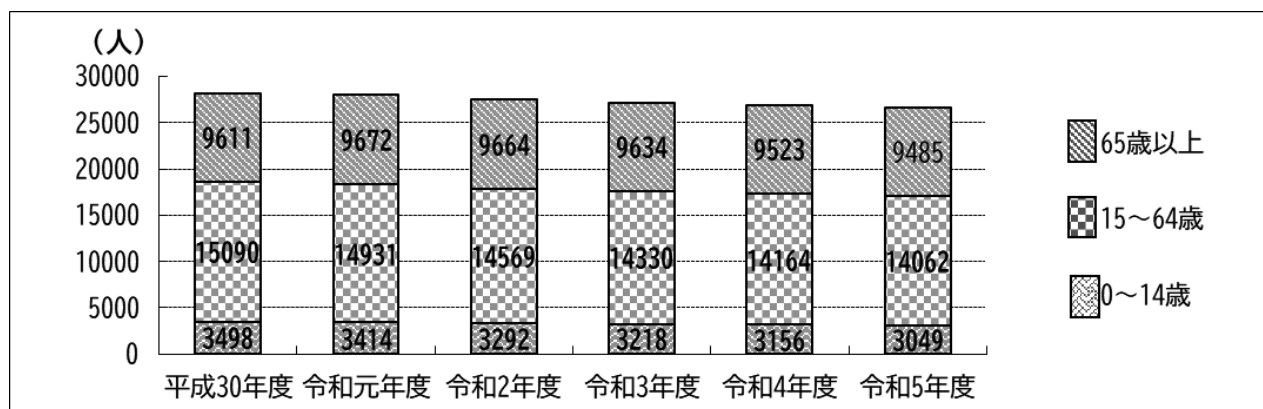
① 人口の推移

本市の総人口は、令和5年9月末現在で26,596人となっています。

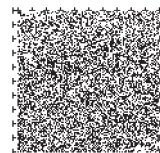
障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在2,020人と減少傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も7.5%と減少傾向にあります。

人口の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	28,199人	28,017人	27,525人	27,182人	26,843人	26,596人
世帯数	13,167世帯	13,286世帯	13,296世帯	13,263世帯	13,267世帯	13,344世帯
1世帯あたりの人数	2.1人	2.1人	2.1人	2.0人	2.0人	2.0人



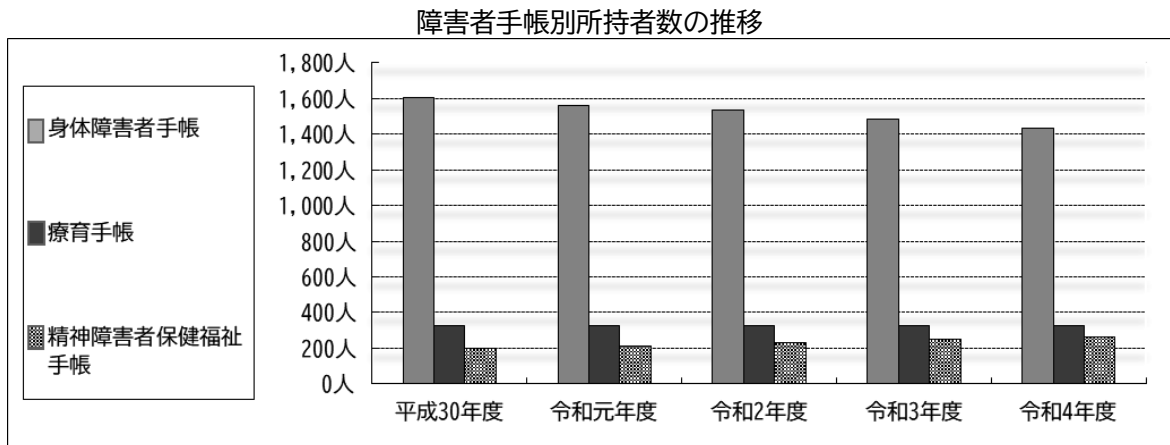
資料：人口は住民基本台帳（各年9月末現在）



② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度末現在1,433人となっています。

また、療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和4年度末現在326人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度末現在261人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、1級の手帳所持者数が438人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が331人となっています。

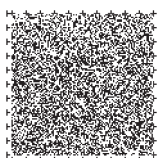
手帳所持者数については、年々減少傾向となっています。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度	1級	493人	466人	465人	446人	438人
	2級	226人	222人	211人	205人	187人
中度	3級	231人	241人	236人	233人	225人
	4級	371人	361人	348人	336人	331人
軽度	5級	139人	135人	138人	135人	132人
	6級	147人	137人	141人	130人	120人
合計		1,607人	1,562人	1,539人	1,485人	1,433人

資料：庁内調べ（各年度末現在）



② 障がい別・等級別身体障害者手帳所持者数

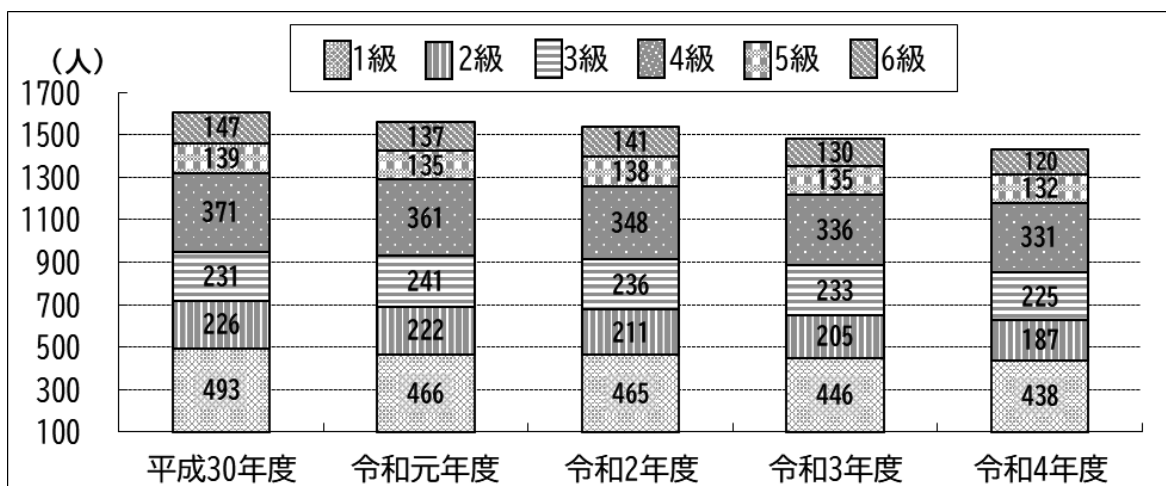
身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、肢体不自由が709人と最も多く、次いで内部障がいが467人となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

単位：人

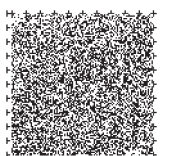
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障がい	91人	89人	91人	91人	83人
聴覚・平衡機能障がい	185人	176人	177人	162人	151人
音声・言語機能障がい	26人	27人	26人	24人	23人
肢体不自由	834人	803人	783人	751人	709人
内部障がい	471人	467人	462人	457人	467人
合計	1,607人	1,562人	1,539人	1,485人	1,433人

資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：庁内調べ（各年度末現在）



(3) 療育手帳所持者の状況

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の判定別の推移をみると、令和4年度末現在、A判定（重度）が135人、B判定（中・軽度）が191人となっています。また、B判定の手帳所持者数は増加傾向にあります。

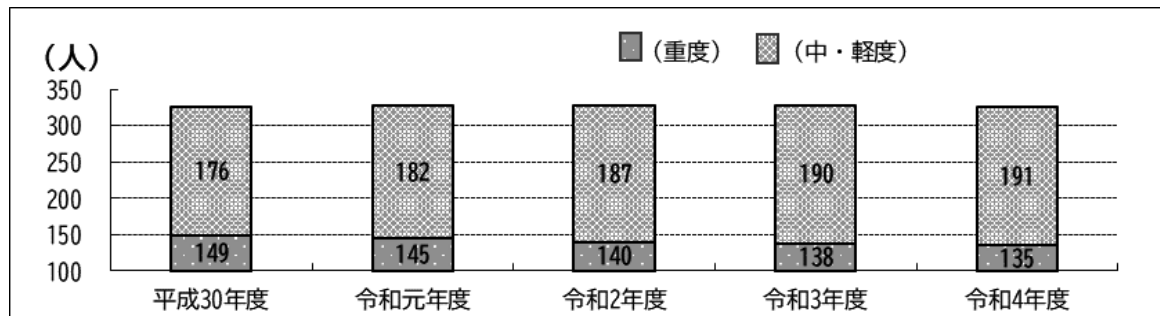
障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
A (重度)	149人	145人	140人	138人	135人
B (中・軽度)	176人	182人	187人	190人	191人
合計	325人	327人	327人	328人	326人

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 療育手帳所持者数の推移



資料：庁内調べ（各年度末現在）

*療育手帳とは、児童相談所または障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された者に対して交付される手帳

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、2級の手帳所持者数が135人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が112人となっています。また、3級の手帳所持者数は年々増加しています。

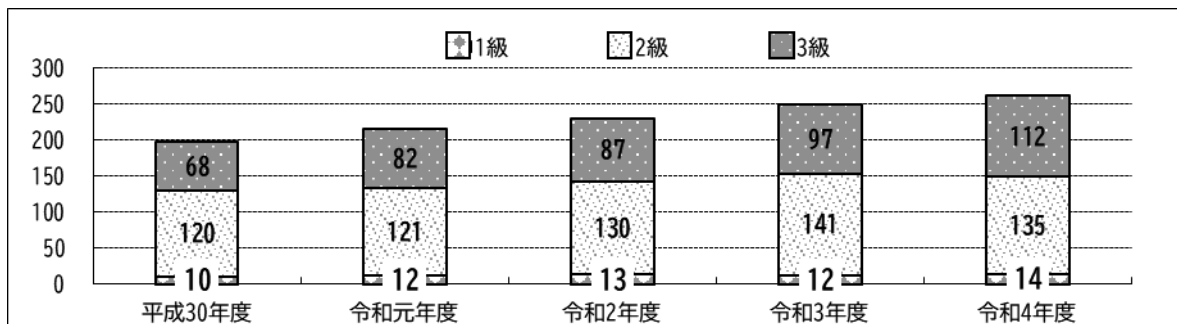
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

単位：人

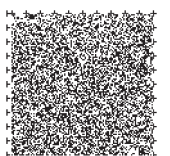
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	10人	12人	13人	12人	14人
2級	120人	121人	130人	141人	135人
3級	68人	82人	87人	97人	112人
合計	198人	215人	230人	250人	261人

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：庁内調べ（各年度末現在）



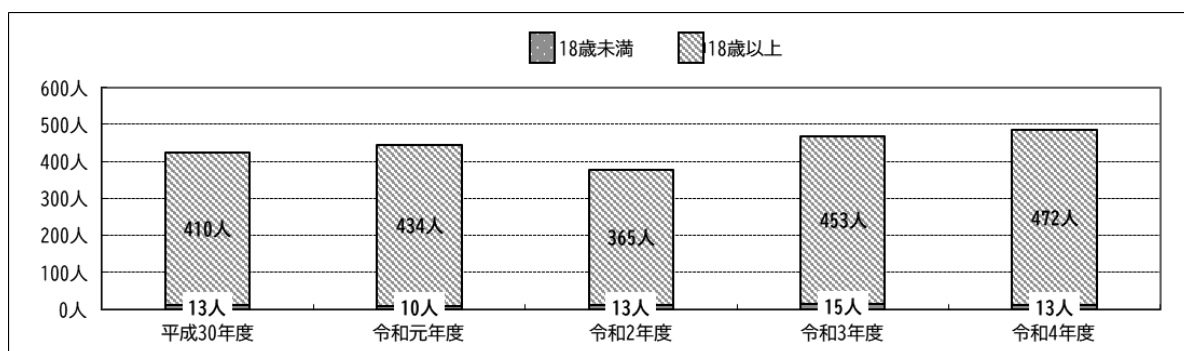
③ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、令和４年度末現在485人で、年々増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
18歳未満	13人	10人	13人	15人	13人
18歳以上	410人	434人	365人	453人	472人
合計	423人	444人	378人	468人	485人

④ 自立支援医療（精神通院）受給者証の推移



資料：庁内調べ（各年度末現在）

（５）難病患者の状況

原因不明で治療方法が確立されておらず、長期の療養を必要とする難病については、対象疾病が令和３年１１月までに 338 疾病に拡大されています。ベーチェット病、もやもや病、重症筋無力症等の指定難病の患者に対しては医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の一部を助成する制度があります。

本市の難病患者のうち、医療費助成の対象として特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている人は、令和４年度末現在 231 人となっています。

また、障害者総合支援法（障がい福祉サービス）の対象となる疾病については、令和３年１１月から 366 疾病に見直されています。

特定医療費（指定難病）受給者証交付者数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付者数	193 人	200 人	224 人	226 人	231 人

資料：福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（各年度末現在）

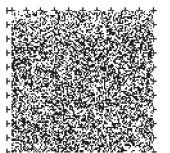
(6) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和4年5月1日現在60人で、増加傾向にあります。中学校の生徒数では、令和4年5月1日現在27人で、年々増加しています。

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	設置校数	学級数	児童生徒数	設置校数	学級数	児童生徒数	設置校数	学級数	児童生徒数	設置校数	学級数	児童生徒数	設置校数	学級数	児童生徒数	設置校数	学級数	児童生徒数
小学校	5	13	54	5	13	56	5	12	52	4	11	61	4	11	60	4	11	66
中学校	2	4	12	2	4	16	2	3	13	2	6	23	2	6	27	2	5	22
合計	7	17	66	7	17	72	7	15	65	6	17	84	6	17	87	6	16	88

資料：庁内調べ（各年5月1日現在）



2 市民意識調査の結果

調 査 概 要

調査の目的

障がいのある人の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関するニーズ等を把握し、令和5年度中に見直しを行う「宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」の基礎資料とするため。

調査の対象

市内にお住いの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者。

調査の方法

郵送または持参による配布・回収

アンケート送付数

郵送 1,766 通 施設持参 119 通 合計 1,885 通

宛先不明 計 28 通 記入不可 計 6 通 合計 34 通 合計 1,851 通

回答 合計 841 通 回答率 45.43%

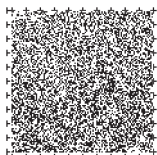
調査の期間

令和4年11月1日～令和5年1月6日

集計データの留意点

質問中「あなた」とあるものは、障がい者ご本人のことです。

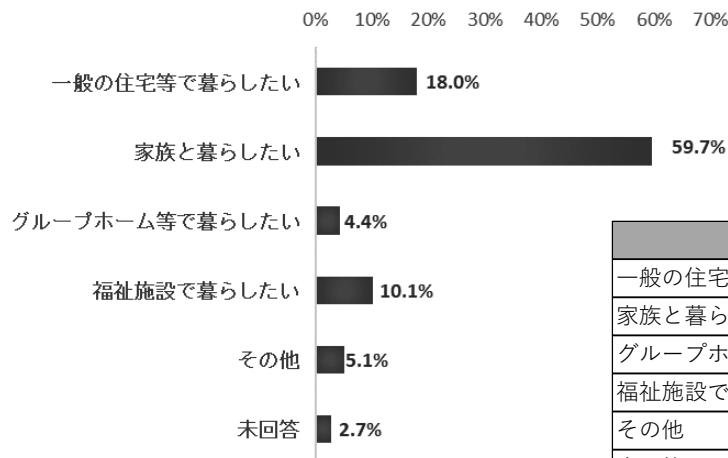
- ◆ 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ◆ グラフ中「n」は「Number Of Case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ◆ 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。
- ◆ 複数回答の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。
- ◆ その他意見や考察などでは、質問文や選択肢を一部省略しています。



(1) 住まいや暮らし

● 今後、あなたが望む住まいはどちらですか？

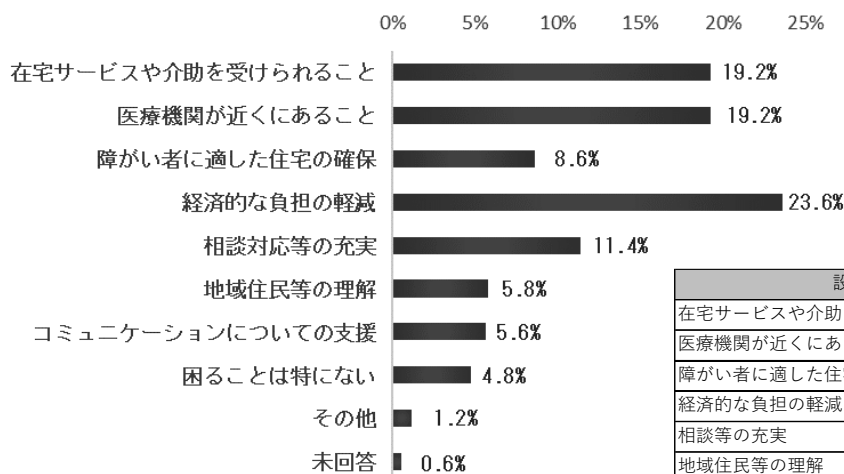
n(人)=841



設問	n(人)	構成比
一般の住宅等で暮らしたい	151	18.0%
家族と暮らしたい	502	59.7%
グループホーム等で暮らしたい	37	4.4%
福祉施設で暮らしたい	85	10.1%
その他	43	5.1%
未回答	23	2.7%

● 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか？

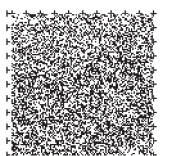
複数回答 n(人)=2,079



設問	n(人)	構成比
在宅サービスや介助を受けられること	400	19.2%
医療機関が近くにあること	400	19.2%
障がい者に適した住宅の確保	179	8.6%
経済的な負担の軽減	490	23.6%
相談等の充実	237	11.4%
地域住民等の理解	120	5.8%
コミュニケーションについての支援	117	5.6%
困ることは特にない	99	4.8%
その他	25	1.2%
未回答	12	0.6%

今後、あなたが望む住まいはどちらですか？については、「家族と暮らしたい」が 59.7%、「一般の住宅で暮らしたい」が 18.0%、「福祉施設で暮らしたい」が 10.1%、となっています。

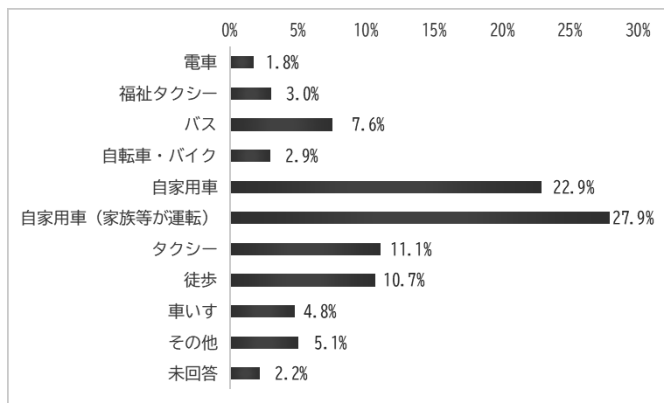
希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか？については、「経済的な負担の軽減」が 23.6%、「在宅サービスや介助を受けられること」が 19.2%、「医療機関が近くにあること」が 19.2%となっています。



(2) 外出について

● 外出する時に利用する主な交通手段は何ですか？

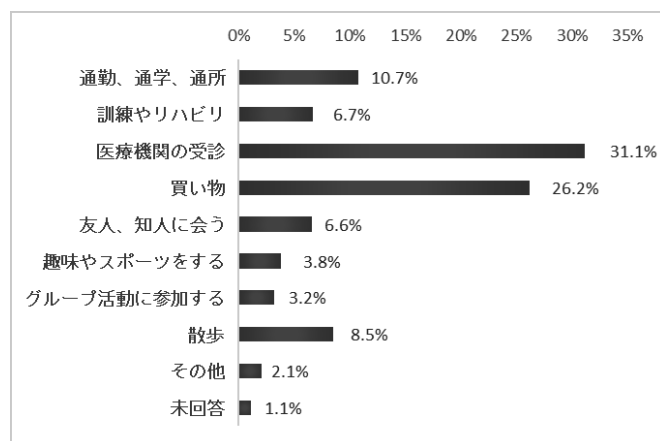
複数回答 n(人)=1,188



設問	n(人)	構成比
電車	21	1.8%
福祉タクシー	36	3.0%
バス	90	7.6%
自転車・バイク	35	2.9%
自家用車	272	22.9%
自家用車 (家族等が運転)	332	27.9%
タクシー	132	11.1%
徒歩	127	10.7%
車いす	57	4.8%
その他	60	5.1%
未回答	26	2.2%

● あなたは、どのような目的で外出することが多いですか？

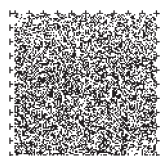
複数回答 n(人)=1,965



設問	n(人)	構成比
通勤、通学、通所	211	10.7%
訓練やリハビリ	131	6.7%
医療機関の受診	612	31.1%
買い物	514	26.2%
友人、知人に会う	130	6.6%
趣味やスポーツをする	75	3.8%
グループ活動に参加する	62	3.2%
散歩	167	8.5%
その他	41	2.1%
未回答	22	1.1%

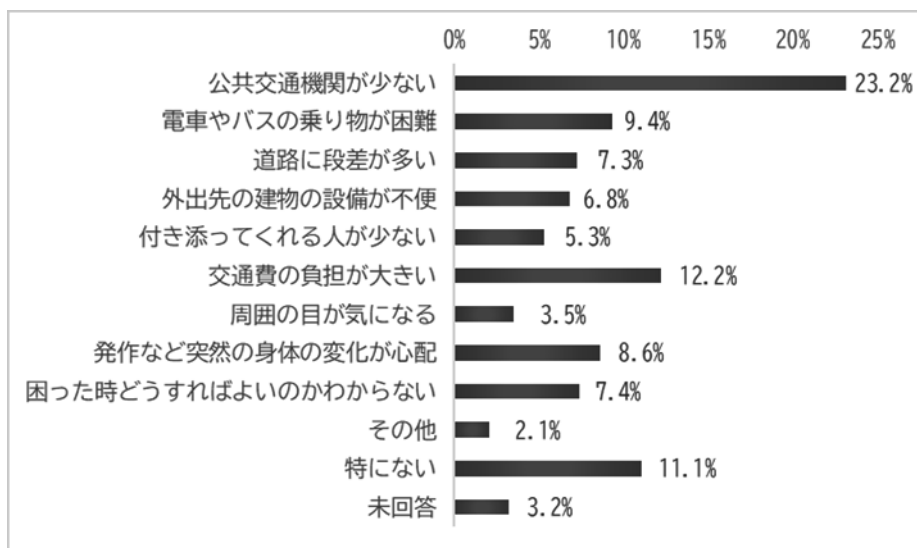
外出する時に利用する主な交通手段は何ですか？については、「自家用車（家族等が運転）」が27.9%、「自家用車」が22.9%、「タクシー」が11.1%、「徒歩」が10.7%、「バス」が7.6%、となっています。

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか？については、「医療機関の受診」が31.1%、「買い物」が26.2%、「通勤、通学、通所」が10.7%、となっています。



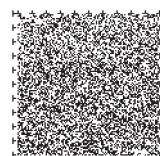
● 外出するときに不便を感じることや、困ることは何ですか？

複数回答 n(人)=1,529



設問	n(人)	構成比
公共交通機関が少ない	354	23.2%
電車やバスの乗り物が困難	143	9.4%
道路に段差が多い	111	7.3%
外出先の建物の設備が不便	104	6.8%
付き添ってくれる人が少ない	81	5.3%
交通費の負担が大きい	187	12.2%
周囲の目が気になる	54	3.5%
発作など突然の身体の変化が心配	132	8.6%
困った時どうすればよいのかわからない	113	7.4%
その他	32	2.1%
特にない	169	11.1%
未回答	49	3.2%

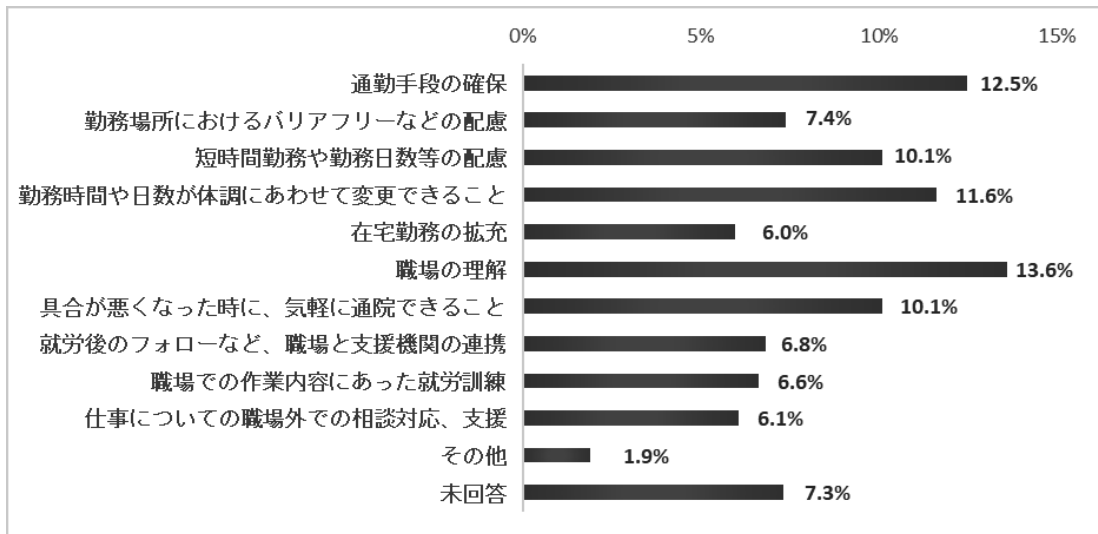
外出時不便に感じることや困ることについては、「公共交通機関が少ない」が23.2%で最も多く、「交通費の負担が大きい」が12.2%、「電車やバスの乗り物が困難」が9.4%となっています。



(3) 仕事について

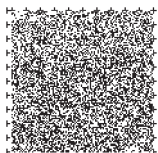
● 障がい者が働くためには、どのような支援が必要だと思いますか？

複数回答 n(人)=2,676



設問	n(人)	構成比
通勤手段の確保	334	12.5%
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	198	7.4%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	270	10.1%
勤務時間や日数が体調にあわせて変更できること	311	11.6%
在宅勤務の拡充	160	6.0%
職場の理解	364	13.6%
具合が悪くなった時に、気軽に通院できること	270	10.1%
就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携	183	6.8%
職場での作業内容にあった就労訓練	177	6.6%
仕事についての職場外での相談対応、支援	162	6.1%
その他	51	1.9%
未回答	196	7.3%

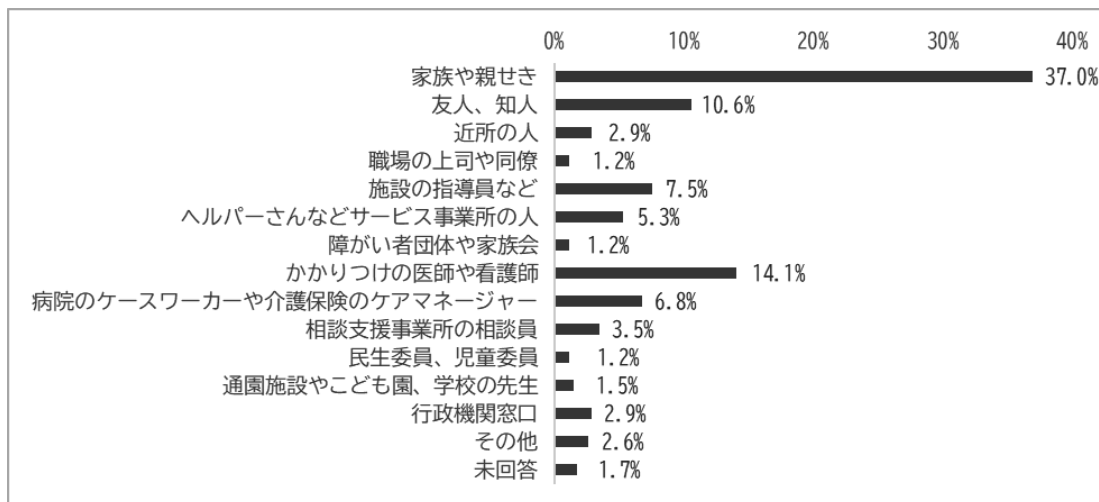
働くための支援については、「職場の理解」が13.6%、「通勤手段の確保」が12.5%、「勤務時間や日数が体調にあわせて変更できること」が11.6%、となっています。



(4) 相談相手について

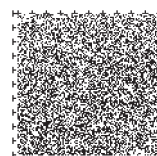
● 生活のなかで困っていることや、不安、悩みを、主に誰に相談していますか？

複数回答 n(人)=1,674



設問	n(人)	構成比
家族や親せき	619	37.0%
友人、知人	177	10.6%
近所の人	49	2.9%
職場の上司や同僚	20	1.2%
施設の指導員など	126	7.5%
ヘルパーさんなどサービス事業所の人	89	5.3%
障がい者団体や家族会	20	1.2%
かかりつけの医師や看護師	236	14.1%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	113	6.8%
相談支援事業所の相談員	58	3.5%
民生委員、児童委員	20	1.2%
通園施設やこども園、学校の先生	25	1.5%
行政機関窓口	49	2.9%
その他	44	2.6%
未回答	29	1.7%

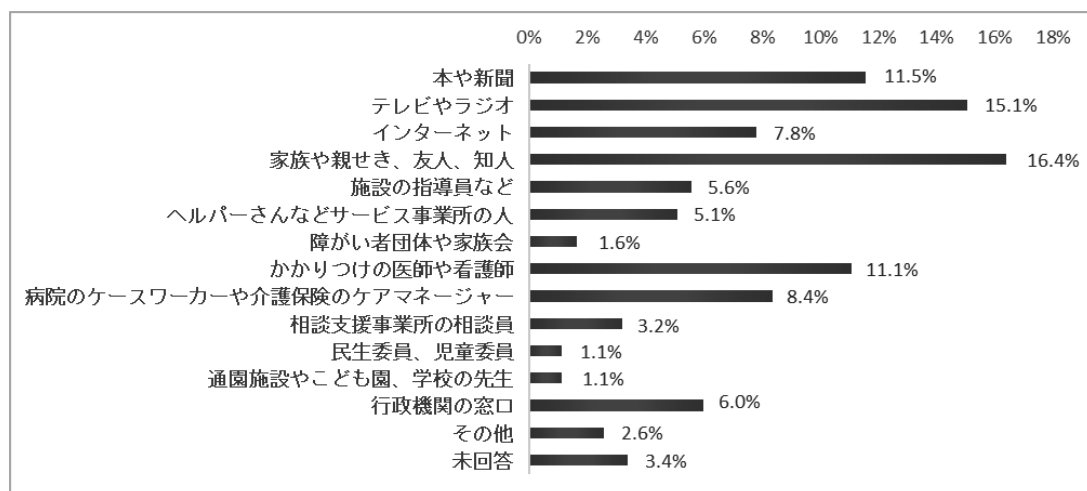
相談相手については、「家族や親せき」が37.0%、「友人、知人」が10.6%、「かかりつけの医師や看護師」が14.1%、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」が6.8%となっています。



(5) 情報の取得について

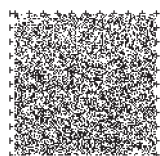
あなたは、障がいのことや福祉サービスに関する情報を、どこから知ることが多いですか？

複数回答 n(人)=1,706



設問	n(人)	構成比
本や新聞	197	11.5%
テレビやラジオ	257	15.1%
インターネット	133	7.8%
家族や親せき、友人、知人	280	16.4%
施設の指導員など	95	5.6%
ヘルパーさんなどサービス事業所の人	87	5.1%
障がい者団体や家族会	28	1.6%
かかりつけの医師や看護師	189	11.1%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	143	8.4%
相談支援事業所の相談員	55	3.2%
民生委員、児童委員	19	1.1%
通園施設やこども園、学校の先生	19	1.1%
行政機関の窓口	102	6.0%
その他	44	2.6%
未回答	58	3.4%

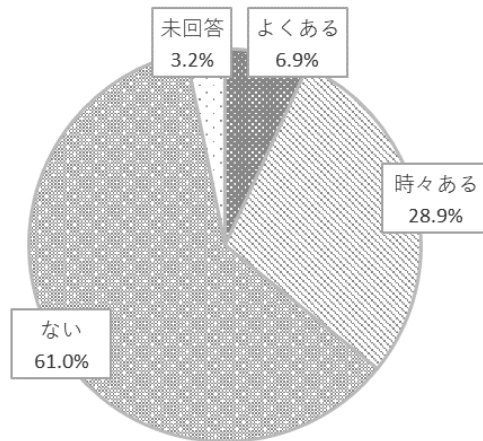
障がいのことやサービスに関する情報の入手先については、「家族や親せき、友人、知人」が16.4%、「テレビやラジオ」が15.1%、「本や新聞」が11.5%となっています。



(6) 権利擁護について

- あなたは、これまでに、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか？

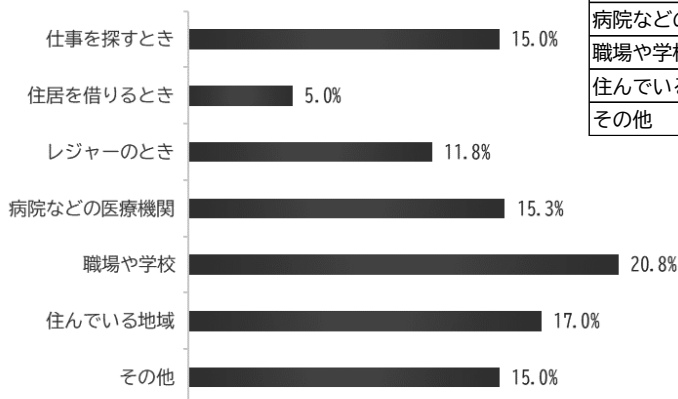
n(人)=841



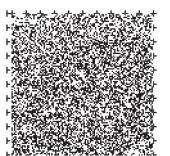
設問	n(人)	構成比
よくある	58	6.9%
時々ある	243	28.9%
ない	512	61.0%
未回答	28	3.2%

- 「よくある」「時々ある」と回答された方にお伺いします。どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか？

複数回答 n(人)=399

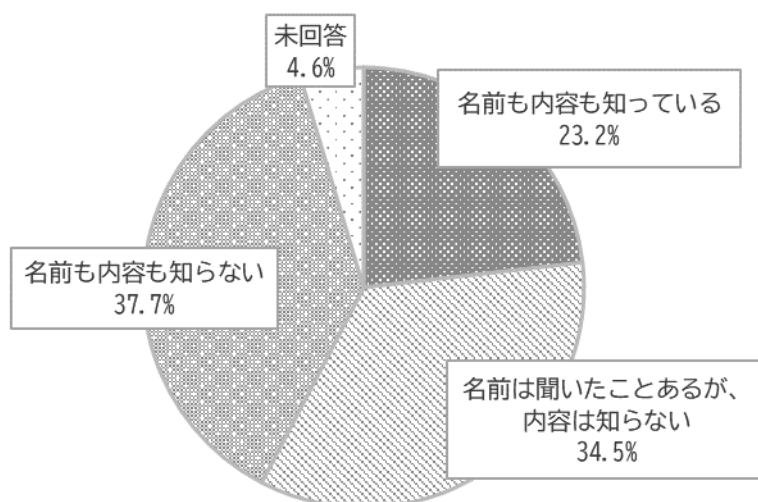


設問	n(人)	構成比
仕事を探すとき	60	15.0%
住居を借りるとき	20	5.0%
レジャーのとき	47	11.8%
病院などの医療機関	61	15.3%
職場や学校	83	20.8%
住んでいる地域	68	17.0%
その他	60	15.0%



● 成年後見という制度をご存じですか？

n(人)=841

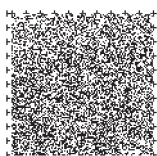


設問	n(人)	構成比
名前も内容も知っている	195	23.2%
名前は聞いたことあるが、内容は知らない	290	34.5%
名前も内容も知らない	317	37.7%
未回答	39	4.6%

差別や嫌な思いをしたことがあるか？については、「ない」が61.0%で最も多く、「時々ある」が28.9%、「よくある」が6.9%となっています。

どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか？では、「職場や学校」20.8%、「住んでいる地域」が17.0%となっています。

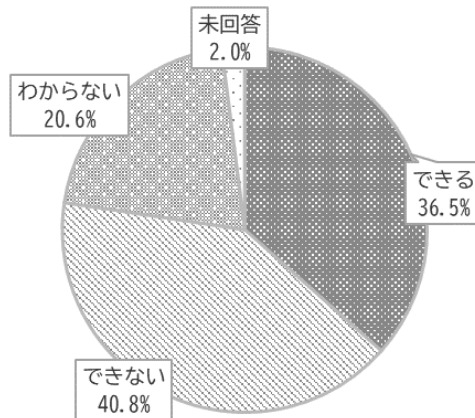
成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が37.7%、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」が34.5%となっています。



(7) 災害時の避難等について

あなたは火事や地震、大雨などの災害が起きた時に、一人で避難できますか？

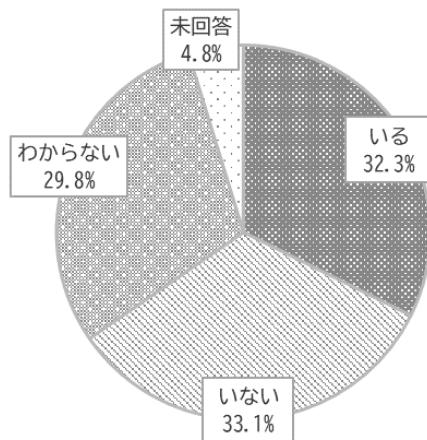
n(人)=841



設問	n(人)	構成比
できる	307	36.5%
できない	343	40.8%
わからない	174	20.6%
未回答	17	2.0%

● 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか？

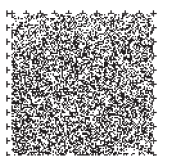
n(人)=841



設問	n(人)	構成比
いる	272	32.4%
いない	278	33.1%
わからない	251	29.8%
未回答	40	4.8%

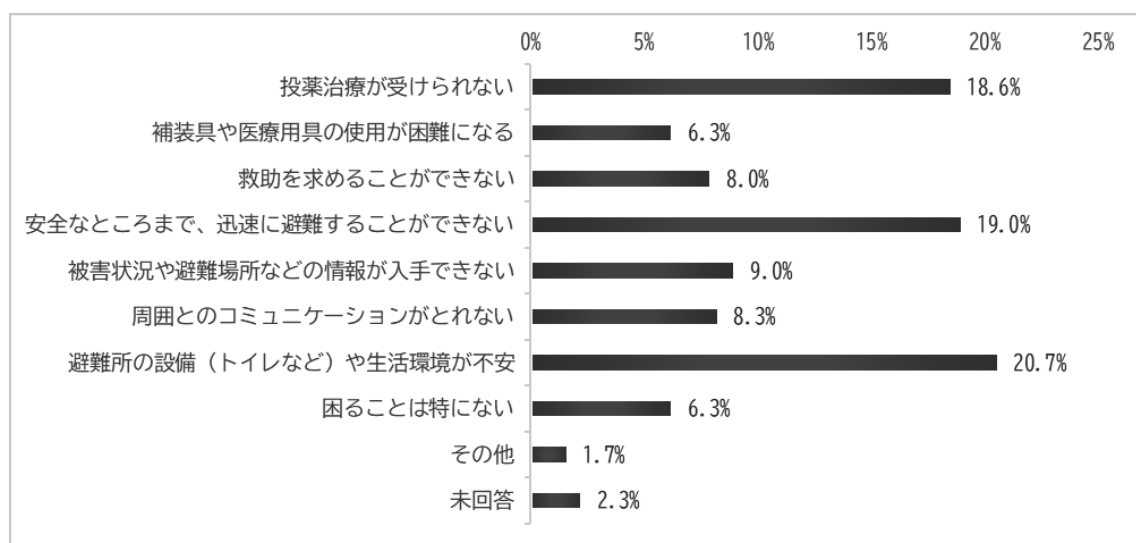
災害時に一人で避難できるかについて、「できない」が40.8%、「わからない」が20.6%となっています。

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、あなたを助けてくれる人はいますか？について、「いない」が33.1%、「わからない」が29.8%、となっています。



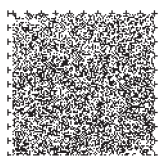
● 火事や地震、大雨などの災害のときに、どのようなことが心配ですか？

複数回答 n(人)=1,932



設問	n(人)	構成比
投薬治療が受けられない	359	18.6%
補装具や医療用具の使用が困難になる	121	6.3%
救助を求めることができない	154	8.0%
安全なところまで、迅速に避難することができない	368	19.0%
被害状況や避難場所などの情報が入手できない	174	9.0%
周囲とのコミュニケーションがとれない	160	8.3%
避難所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	399	20.7%
困ることは特にない	121	6.3%
その他	32	1.7%
未回答	44	2.3%

災害時に困ることについて、「避難所の設備や生活環境が不安」が20.7%、「安全なところまで、迅速に避難できない」が19.0%、「投薬治療が受けられない」が18.6%となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

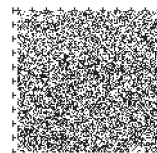
第3期宮若市障がい者計画（平成30年度～令和5年度）では、「障がいのある人もない人も 安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念とし、計画を推進してきました。第4期宮若市障がい者計画（令和6年度～令和11年度）においては、前計画の理念を継承しながら、ともに暮らす社会の実現に向けて、あらたに「おもい合い 支え合う ふくしのまち みやわか」を基本理念と定め、計画を推進します。

おもい合い 支え合う ふくしのまち みやわか

2 持続可能な開発目標（SDGs）との関係



SDGsは、持続可能でよりよい社会実現を目指す世界共通の目標です。社会、経済、環境の統合的向上が実現された未来をつくるために、17の目標と169のターゲットからなる開発目標を目指したものです。本市においても、こうしたSDGsの理念に沿った取組みを進めていく必要があります。



3 計画の施策体系

[基本理念]

[施策分野]

[基本的施策]

おもい合い 支え合う ふくしのまち みやわか

1 障がい者理解と差別解消の促進

(1) 権利擁護の推進と合理的配慮

(2) 地域交流の支援

2 生活の支援・充実

(1) 意思疎通支援の推進

(2) 相談支援体制の充実

(3) 福祉サービスの充実

(4) 障がい児に対する支援の充実

(5) 地域移行に係る環境整備

3 保健・医療分野の支援

(1) 保健・医療サービスの充実

(2) 医療的ケア児（者）等の支援の充実

4 教育環境の整備・充実

(1) 教育支援体制の充実

(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

5 雇用・就業機会の確保

(1) 障がい者雇用の促進

(2) 障がいの特性に応じた就労支援と就業機会の確保

6 安全・安心な環境づくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2) 移動・交通対策の推進

(3) 住宅環境の整備

(4) 防災・防犯対策の充実

(5) 感染症対策の充実

1 障がい者理解と差別解消の促進

(1) 権利擁護の推進と合理的配慮

<現状>

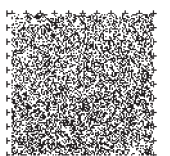
本市においては、障がい者理解に向けた各種広報啓発活動に取り組んでいますが、障がい福祉についての市民意識調査によると、差別や嫌な思いをしたことがあるかについて、3割程度の人が「よくある」、「時々ある」と回答しており、依然として障がいのある人に対する理解が進んでいないことがわかります。

また、「成年後見制度」の認知度については、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」、「名前や内容も知らない」と回答した人が、7割以上となっており、判断能力が十分ではない障がいのある人に対しての支援や、各種制度の周知を図る必要があります。国においては、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」等さまざまな法律が制定され、障がいのある人の権利を擁護する体制整備が進んでいます。

<評価と課題>

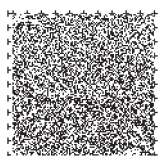
本市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、本市職員が、適切に対応するために必要な事項として「職員対応要領」を定めています。

また、「障害者差別解消法」の改正に伴い、今まで努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が、国・地方公共団体と同様に、事業者にも義務付けられることから、継続して周知啓発を行い、障がいのある人への差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も全ての人が個人として尊重される共生社会の実現を目指す必要があります。障がいに関する正しい理解と認識が市民に広がるよう、啓発活動等の取り組みを進めることが重要です。



<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	障がい者への虐待防止	障がい者虐待防止法に関する内容の周知や相談窓口の周知・啓発を行います。	子育て福祉課
2	障がい者の権利擁護の充実	直鞍地区自立支援協議会の権利擁護部会と連携して障がい者の権利擁護の充実を図り、普及・啓発活動を行います。	子育て福祉課
3	成年後見制度にかかるネットワークの構築	成年後見のネットワークの機能を担う中核機関について、直鞍地区の広域で体制整備に取り組みます。	子育て福祉課
4	生涯学習における福祉講座等の充実	保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図り体制の拡充を行います。今後も保育所、幼稚園、学校、医療機関と連携し継続することで体制の拡充を行います。	子育て福祉課 保護人権課 社会教育課
5	「障がい者週間」等の周知	「障がい者週間(12月3日～12月9日)」、及び「障がい者雇用支援月間(9月)」の市民等への周知に取り組みます。	子育て福祉課
6	学校教育における人権教育・福祉教育の充実	学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実を行います。	学校教育課
7	障がい者差別解消の推進	障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、国の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。また、直鞍地区障がい者等差別解消支援地域協議会において、差別解消のための研修・会議等の取り組みを効果的かつ円滑に行います。	子育て福祉課 保護人権課
8	市職員の理解の促進	担当部署の開催する講演会等を職員研修と位置づけ、庁内掲示板等で積極的な参加を促すとともに、より多くの職員が参加できる時間帯で開催できるよう取り組みます。	総務課 子育て福祉課



(2) 地域交流の支援

<現状>

障がい福祉についての市民意識調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたと回答した人のうち、障がいのある人の身近な「職場や学校」、「住んでいる地域」で、差別等を受けたと回答しており、周囲の目が気になって、地域活動への参加については消極的になる状況がうかがえます。

また、少数ですが、「障がい者（児）のコミュニケーションの場をつくってほしい」との意見もありました。

しかし、少子高齢化や地域住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手も不足している状況にあります。

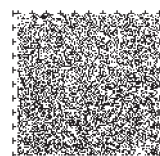
<評価と課題>

障がいのある人が、地域の中で安心して暮らしていくために、在宅生活を支援する公的サービスだけでなく、障がいのある人やその家族のことを理解し、地域で支え合う体制整備に取り組む必要があります。

そのためには、障がいのある人が、地域活動に参加して交流をさらに広げるための環境づくりが重要です。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	各種イベントと交流の充実	発達障がいや障がい種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制の充実を行います。	子育て福祉課
2	地域の活動・行事の中での交流の促進	障がいのある子どもや生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた整備の推進に取り組めます。	子育て福祉課 学校教育課
3	学校における交流の促進	今後も特別支援学校と地域の学校の交流を行います。	学校教育課
4	交流の場の設置	日中活動の場として、障がいのある人同士が身近に集いふれ合える「無料サロン」の利用促進に取り組めます。	子育て福祉課



2 生活の支援・充実

(1) 意思疎通支援の推進

<現状>

聴覚に障がいのある人のコミュニケーションの方法として、手話、筆談および補聴器等がありますが、聞こえづらさや障がいの程度によって有効な方法が変わってきます。

本市における取り組みとして、手話は言語であるとの認識に基づき、令和4年12月に「宮若市手話言語条例」を制定しています。

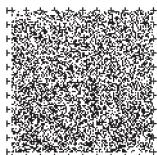
<評価と課題>

聴覚障がいに限らず、視覚障がいなど、意思疎通に不便や不安がある人に対し、あらゆる方法での支援を充実する必要があります。

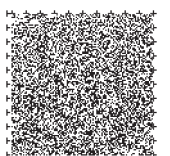
今後は、制定した「宮若市手話言語条例」に基づき、聴覚障がい者に対する手話通訳者の派遣を行うほか、視覚障がい者・聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるため、情報・意思疎通支援用具の給付により、視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション支援の充実を図るなど、各種の取り組みを推進することが重要です。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実	広報紙を利用した広報活動や国・県などの啓発パンフレットの有効活用に努めます。また、ボランティア団体による声の広報・点字広報を作成し、希望者へ配布するとともに、図書館へ点字広報を配架します。また関係機関と連携し、声の広報や点字広報の普及を推進することで、利用希望者に情報が行き届くよう取り組みます。	秘書政策課 子育て福祉課
2	意思疎通支援事業の推進	地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」として、専任手話通訳者の設置や手話通訳登録派遣事業の推進に取り組みます。	子育て福祉課



No.	施策名	取組内容	担当課
3	意思疎通支援者の育成・確保	手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）を開催し、意思疎通支援に関わる人材の育成および確保を行います。	子育て福祉課
4	市役所窓口でのコミュニケーション支援	窓口聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」などを設置し、来庁者のコミュニケーションの支援に取り組みます。	全課
5	手話言語にかかる周知および学習機会の提供	学校や図書館に手話の学習本を配付するなど、学習機会提供を行います。また、商工会等を通じてパンフレットを配布し、手話言語条例の周知に取り組みます。	子育て福祉課
6	手話通訳者育成支援	市主催の手話奉仕員養成講座修了者のうち、全国手話検定試験の受験を希望する者に対して、補助金を交付し、支援者としてのスキルアップを行います。	子育て福祉課
7	遠隔手話通訳の推進	聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、手話・文字でつなぐ遠隔手話通訳者等によるコミュニケーション支援体制の構築を行います。	子育て福祉課
8	難聴児への補聴器購入費助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して補聴器の購入費助成を行い、コミュニケーション能力等の向上に取り組みます。	子育て福祉課



(2) 相談支援体制の充実

<現状>

障がい福祉についての市民意識調査では、不安や悩みを相談する相手に、4割近くの人が「家族や親せき」と回答しています。その他、かかりつけの医師や施設の指導員などの身近な人に相談するケースが多くなっています。

また、障がいのことや福祉サービスに関する情報の取得先として、「家族や知人」、「テレビやラジオ」、「本や新聞」と答えた人が、合わせて約4割と身近な媒体を通じて知る機会が多くなっています。

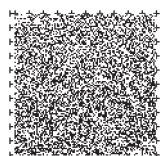
<評価と課題>

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手に入れることが重要であり、障がい特性に応じた情報提供の充実を図る必要があります。

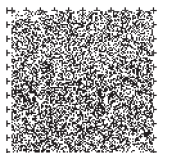
障がいのある人が、日常生活で抱える諸問題を気軽に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立することが重要です。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙や市公式ホームページ等を活用した情報提供の更なる充実に取り組みます。また、障がい者福祉のしおりについては、常に最新の情報が提供できるよう、制度改正等に合わせ毎年改訂を行います。	子育て福祉課



No.	施策名	取組内容	担当課
2	各種相談業務の充実	障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。また、サービス等を利用していない人のなかには、主に相談する人がいない場合があるため、乳幼児健診や乳幼児発達相談を通して、個別な関わりを中心に必要なサービスを導入します。保育所・幼稚園や医療機関と情報交換を行い対象者の発達を促せるような関わりを継続して行います。	子育て福祉課 健康福祉課 学校教育課
3	直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、地域が抱えている障がい者支援の課題解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を行います。直鞍地区の障がい者支援の課題や困難事例に対して、関係機関と連携しながら課題解決に取り組めます。	子育て福祉課
4	障がい者ケアマネジメント体制の充実	障がいのある人一人ひとりの生活を見据えた、直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会における相談支援部会の研修等を行い、相談支援専門員の資質の向上を図ります。また、障がい者のケアマネジメントに対する相談支援体制の充実を行います。	子育て福祉課



(3) 福祉サービスの充実

<現状>

福祉サービスを提供するにあたっては、障がいのある人の自己決定を尊重し、真に必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図る必要がありますが、障がい福祉についての市民意識調査では、希望する暮らしを送るための支援として、「在宅サービスや介助を受けられること」と、約2割の人が回答しています。また、外出をするときに不便を感じることや困ることに、「公共交通機関が少ない」と、こちらも約2割の人が回答しています。

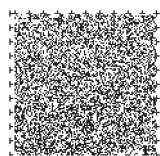
<評価と課題>

障がいのある人が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させるとともに、社会参加の範囲拡大と日常生活の利便を図るため、障がいのある人が求める各種ニーズに対応できるような障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めることが重要です。

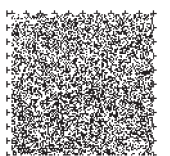
なお、障がい福祉サービスの提供内容の詳細については、第5章の第7期障がい福祉計画に掲載しています。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	介護給付体制の充実	居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図り、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な人など、障がいのある人の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に取り組みます。	子育て福祉課
2	短期入所・日中一時支援の提供体制の充実	在宅で生活している障がいのある人が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、短期入所の利用が安心して行えるよう、サービスの利用促進に取り組みます。また、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、日中の一時的見守り等の支援の提供を行います。	子育て福祉課



No.	施策名	取組内容	担当課
3	移動支援等の充実	外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実を行います。	子育て福祉課
4	補装具・日常生活用具の給付	障がいのある人の補装具購入費補助や日常生活用具給付にかかる周知を継続して行います。	子育て福祉課
5	入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実	自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の提供支援を行います。また、地域生活支援の機能を強化するため、居住支援のための機能を持つ事業所等と連携し、地域の障がい者を支援するための体制整備に取り組みます。	子育て福祉課
6	高齢者等SOSネットワーク事業	直轄地区で広域連携の協定を締結し、行方不明なっても早期発見・保護を図るため協力事業所に迅速に行方不明者の情報を提供します。また、行方不明となる可能性が高い高齢者等を事前に登録し、警察と情報共有することで、迅速な搜索活動に繋がります。市内介護サービス事業所等で未登録の事業所に対し、事業の趣旨を説明し、協力事業所として登録していただくよう努めます。また、本事業について、今後も地域住民だけでなく介護支援専門員等の関係機関への周知に努め、利用促進を行います。	子育て福祉課 健康福祉課
7	地域生活支援拠点等の充実	障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能を担う地域生活支援拠点の充実に取り組みます。	子育て福祉課



(4) 障がい児に対する支援の充実

<現状>

近年は、知的に障がいを抱える子どものほか、発達障がい（注意欠陥多動性障がい、学習障がい等）や、またはその疑いのある子どもが増えており、その保護者は、さまざまな不安や悩みを抱えながら、日々を過ごしています。障がいのある子どもは、乳児期、幼児期、学童期、青年期と発達段階に応じて、求められる支援や、それに関わる人たちも変わっていきます。

障がい福祉についての市民意識調査では、「障がい児を持つ親や、障がい者のコミュニケーションの場がほしい」との意見がありました。

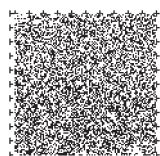
<評価と課題>

子どもたちが、希望をもって生涯を過ごすことができるよう、障がいのある子どものライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育及び教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供することが重要です。

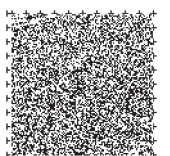
なお、障がい児サービスの提供内容の詳細については、第5章の第3期障がい児福祉計画に掲載しています。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実	乳幼児期において、入園や入学による環境の変化に対応できるように関係機関での情報共有に努め、体制の拡充を行い、定期的に言語聴覚士・保健師による保育所訪問による情報交換に取り組みます。	子育て福祉課 健康福祉課 学校教育課



No.	施策名	取組内容	担当課
2	障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実	子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実に取り組みます。また、発達に課題がある子どもや障がいのある子どもが、保育所、幼稚園で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所・幼稚園での受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達を促進されるよう、保育・教育内容の充実を図ります。その際、専門的な支援を要する子どもの保育所等訪問支援サービスの提供を行います。	子育て福祉課 学校教育課
3	教育相談・教育支援体制の充実	情報提供や教育相談等を実施するとともに、障がいのある子どもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人と保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援を行います。また、児童生徒の健康保持・増進のため、学校等と連携して健康教育等を行い、障がいのある子どもや生徒の発達の程度、適応の状況等に応じた学びの場の提供に取り組みます。	健康福祉課 学校教育課
4	児童発達支援の充実	相談があった際に迅速に対応できるよう関係機関と連携しながら支援を行います。また、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援の充実に取り組みます。	子育て福祉課
5	放課後等デイサービスの充実	学齢期における支援の充実のため、放課後や夏休み等の長期休暇中における子どもの生活能力向上のための訓練等の支援に取り組みます。また子ども一人ひとりの状況に応じてサービスの提供時間や日数を変更するといった工夫を行います。	子育て福祉課



(5) 地域移行に係る環境整備

<現状>

障がいのある人が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、福祉サービスの充実だけでなく、地域ぐるみでの活動が必要です。

障がい福祉についての市民意識調査では、少数ですが、地域の民生委員・児童委員に相談すると回答した人がいます。その意見の中には、家に訪問してほしい。月に一度でも良いので、安否確認、コミュニケーションを取ってほしいとの要望もありました。

<評価と課題>

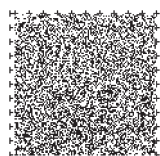
地域には、民生委員・児童委員協議会をはじめ、各種福祉団体やボランティア団体等のほか、地域福祉の核となる社会福祉協議会もあります。

今後は、障がいのある人への支援につながるよう、関係団体や機関への活動支援を継続して行う必要があります。

また、長期入院をしている精神に障がいのある人への支援として、国が掲げた「入院医療中心から地域生活中心」という理念のもと「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が定められました。このことから、直轄地区においては、医療、障がい福祉等の行政、基幹相談支援センターかのかん及び関係機関の職員等で構成する協議の場を設置しています。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	地域に根ざした福祉活動の促進	研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。また、関係機関と連携して地域住民が参加しやすい福祉活動の促進に取り組めます。	子育て福祉課
2	ボランティア活動の促進	市社会福祉協議会、ボランティア組織等と連携して地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、その活動支援に取り組めます。	子育て福祉課
3	精神障がい者の地域への円滑な移行・定着支援	保健、医療、福祉関係者による協議の場を設け、精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの充実を行います。	子育て福祉課 健康福祉課



3 保健・医療分野の支援

(1) 保健・医療サービスの充実

<現状>

障がい福祉についての市民意識調査では、希望する暮らしを送るためにはの支援体制として「医療機関が近くにあること」と、約2割の人が回答しています。また、相談相手として、「かかりつけの医師や看護師」と「病院のケースワーカー等」を合わせると、約2割となっています。

このことから、地域における保健・医療サービスの重要性がうかがえます。

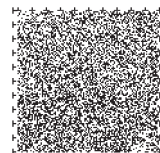
<評価と課題>

障がいの原因には、先天性のもの、事故や疾病等に起因する後天性のものがあります。後天性のものについては、早期発見、早期治療などの予防面を強化する必要があります。

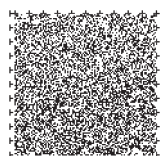
障がいを軽減し、自立を促す意味においても、適切な医療の確保と保健・医療サービスの充実を図ることが重要です。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	健康づくりに関する情報提供と特定健診・がん検診等の受診勧奨	毎年6月から2月まで毎月特定健診とがん検診を同時に受けることが出来る集団健診を行います。その際、車いす利用者等障がいのある人も受診ができるよう整備し、健康づくりや保健事業に関する情報提供の充実を図るとともに、特定健診・がん検診の各種健診が障がいのある人にも安心して受診できるよう配慮に努めます	市民課 健康福祉課
2	医療の充実	重度障害者医療費助成事業や自立支援医療制度の周知や活用を継続して行います。また、市内住民に対し、健康の保持と福祉の増進を図るため、福岡県重度障害者医療制度の支給基準を拡大し、所得制限を設けず広く助成を行います。さらに、65歳以上の対象者については、自己負担額なしとしており、65歳未満の対象者についても医療費負担の軽減を行います。	市民課 子育て福祉課



No.	施策名	取組内容	担当課
3	広報・啓発による制度の利用促進	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等の広報・啓発活動を通じて利用の促進を行います。	子育て福祉課
4	精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	相談があった際には保健師が個別に対応し、必要に応じて医療機関と連携します。	健康福祉課
5	心の健康づくりの推進	市内中学生を対象としたこころの健康を保つための講演会を行い、不登校等の問題に対し関係機関と連携して、継続的な支援が行えるよう、カウンセリングの充実に取り組みます。また、自殺予防週間、自殺対策月間に合わせ、広報紙にて自殺予防についての情報を発信するとともに、自殺対策に関するパンフレットの全戸配布を行います。	子育て福祉課 健康福祉課 学校教育課
6	妊産婦に対する保健事業の充実	妊娠中のアンケート実施や、助産師等の専門職が健康相談を行い、妊娠中の健康管理について、妊婦健康診査の助成事業を行います。今後も助産師や保健師による相談や訪問等を行います。	健康福祉課
7	乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	乳幼児健診での発達確認を実施、紹介状の作成などにより専門機関への受診を促し、乳幼児発達相談にて、療育の必要性を判断し個別に応じた支援に取り組みます。	健康福祉課
8	生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進	毎年6月から2月まで毎月特定健診とがん検診を同時に受けることが出来る集団健診を行います。また、保健師・管理栄養士による健診の結果説明を行い、生活習慣病の予防と早期発見を行います。	市民課 健康福祉課



(2) 医療的ケア児（者）等の支援の充実

<現状>

本市では、妊婦検診や4か月児、7か月児、12か月児、1歳6か月児、3歳児への乳幼児健診を実施し、成長・発達の確認、課題等の早期発見に努め、必要に応じて専門機関への相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。

国からの「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布を受け、県においては、令和4年4月に「福岡県医療的ケア児支援センター」を開設し、日常的に医療的なケアを必要とする児童とその家族が、家庭や地域で安心して生活することができるよう、さまざまな相談に応じています。

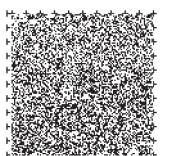
<評価と課題>

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童の、日常生活・社会生活を社会全体で支援する必要があります。

本市においては、介護を担う家族への負担を軽減するため、医療的ケア児（者）在宅レスパイト事業（日常生活支援事業）などを行っています。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	医療的ケアを必要とする障がい児（者）に対する支援の充実	医療的ケアが必要な障がいのある子どもに対応した支援の拡充を継続して行います。また、医療的ケア児（者）在宅レスパイト事業（日常生活支援事業）により、医療的ケアが必要な障がいのある子どもに対応した支援の確保を行います。	子育て福祉課
2	医療的ケアを必要とする障がい児（者）・難病患者等に対する非常用電源装置の給付	災害等による緊急時に備え、発電・電源を確保するための発動発電機（外部バッテリーを含む）の給付を行います。	子育て福祉課



4 教育環境の整備・充実

(1) 教育支援体制の充実

<現状>

療育や早い段階での障がいの特性に合わせた保育・教育は、障がいのある子どもや支援を必要とする子どもの能力や個性を生かし、将来の社会的な自立に向けた力を付けるための第一歩となります。このことから、子どもの発達段階に応じた療育がなされるよう、職員の資質向上に取り組んでいます。

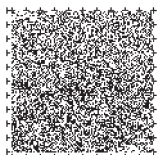
<評価と課題>

障がいの特性に応じた適切な教育が提供できるよう、通常学級、通級による指導^{※1}、特別支援学級^{※2}、特別支援学校^{※3}という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に学び、成長できるように、学校、地域、行政、事業所等の関係機関が連携を図りながら、障がいのある子どものライフステージに沿った支援体制の構築を図ります。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	教育支援体制の充実	適切な教育支援を行いつつ、障がいのある子どもや生徒の発達の程度、適応の状況等に応じた学びの場の提供に取り組めます。	学校教育課
2	個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践	障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じた支援計画・指導計画の実施・評価を行うことで体制整備や、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援の実現を行います。	子育て福祉課 学校教育課
3	教職員の資質の向上と支援体制の充実	発達障がいや障がい種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制の充実に取り組めます。	学校教育課
4	教育環境の整備	障がいのある子どもや生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた整備の推進に取り組めます。	学校教育課



(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

<現状>

県主催の障がい者スポーツ大会や市主催のスポーツフェスタ等、参加・交流できるような場の提供と、各団体や障がい福祉事業所等への周知と参加の呼びかけを継続して行っています。

<評価と課題>

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を整え、充実させることは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながります。今後も、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

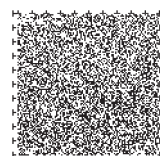
<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	文化活動の支援	障がいのある人が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、公民館等への啓発・支援に取り組めます。また図書館において、生涯学習に取り組むことができるよう点字の図書や雑誌の配架、対面朗読対応など支援を行います。	社会教育課
2	障がい者スポーツの参加促進	スポーツフェスタ等において、誰もが気軽に親しめるニュースポーツやレクリエーション、障がい者スポーツの実施種目を検討し、スポーツ活動を通し市民交流を図り、障がいのある人の心身の健康保持や体力の維持・増進に取り組めます。	子育て福祉課 社会教育課

※1 通級：障がいのある児童生徒が、特別支援学級あるいは通常学級に学籍を置き、その学級で通常の教育を受けつつ、定期的に特定の学級に通って、障がいに対する特別の専門的指導を受ける仕組み。

※2 特別支援学級：平成 19 年 4 月より、障がいのある児童生徒の教育について、従来の「特殊学級」から適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援学級」に転換された。

※3 特別支援学校：平成 19 年 4 月より、盲学校、ろう学校、養護学校は、すべての障がいの種類を越えて、「特別支援学校」という呼称に統一された。



5 雇用・就業機会の確保

(1) 障がい者雇用の促進

<現状>

障がいのある人がその能力と適性に応じて就労することは、地域社会における自立と社会参加を促進するうえで重要なことのひとつであり、障がいのある人自身の生きがいにもなります。

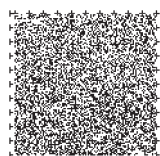
障がい福祉についての市民意識調査では、障がいのある人が働くために必要な支援として、「職場の理解」や「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「勤務時間や日数が体調にあわせて変更できること」など、約3割の人が職場環境の整備と合理的配慮を望んでいます。

<評価と課題>

働くことを望んでいる障がいのある人が、社会の一員として地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、企業等への雇用促進、障がいに対する理解や雇用の創出に積極的に取り組む必要があります。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	事業主等への啓発	相談の対応ができるよう、庁内に設置してある、困りごと相談室等に対して雇用情報の共有に取り組めます。また、ハローワークや雇用関係機関と協力し、情報収集に努め、企業等の障がい者雇用情報に関しても、情報収集及び誘致企業に対して啓発を行います。	子育て福祉課 産業観光課
2	市役所における雇用の確保	国の定める障がい者雇用の法定雇用率が達成できるよう、正規職員の採用計画を立てており、会計年度任用職員においては、チャレンジ雇用による任用を行います。今後も引き続き、各部署の業務内容を十分に勘案した上で、継続的かつ積極的に障がいのある人及びチャレンジ雇用を行うことで、就業機会の確保に取り組めます。	総務課



(2) 障がいの特性に応じた就労支援と就業機会の確保

<現状>

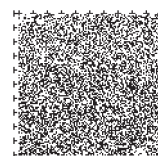
働く意欲があっても、一般就労に結びつかないケースがあります。一般就労が難しい人に対しては、福祉的就労の場を提供しています。

<評価と課題>

障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関や団体、サービス事業所などと連携して、福祉的就労支援体制の充実を図るとともに、平成25年4月施行の「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度物品等調達方針を定め、障がい福祉サービス事業所等の販路拡大の取り組みを促進する必要があります。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	就労移行支援や就労継続支援の利用促進	「就労移行支援事業」等の一般就労移行のためのサービスの利用促進を図ります。また、福祉的就労の場として、「就労継続支援事業」のサービスの利用促進を行います。	子育て福祉課
2	就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実	直轄地区障がい者等地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、職業相談をはじめとした、障がいのある人の就労に関わる相談・支援に取り組みます。	子育て福祉課
3	就労定着支援の充実	就労移行支援等の利用を経て、一般就労後、就労の継続を図るために必要な支援を行う「就労定着支援事業」の利用促進を行います。	子育て福祉課
4	障がい就労施設等への支援	福祉的就労の場で製造される製品の販路拡大に向け、行政内部や各種行事での販売機会の提供などの支援に取り組みます。また、障がい者施設合同販売会を活用し、市民に施設の製品の周知を行います。	子育て福祉課



6 安全・安心な環境づくり

(1) バリアフリー※1・ユニバーサルデザイン※2の推進

<現状>

障がい福祉についての市民意識調査では、外出時に不便に感じることに「道路に段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」と感じている人が一定数いました。また、段差等によって「行動範囲が狭まる」と回答した人もいます。

本市においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や福岡県福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設の整備をする際は、バリアフリー化を図っています。

<評価と課題>

障がいのある人が安心して外出できるよう、生活道路や歩道の整備、公共施設の整備に取り組むことが重要です。

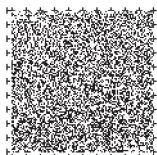
今後も市施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設等についても関連法令等の情報提供により協力を求め、生活空間の整備に取り組む必要があります。

<今後の取り組み>

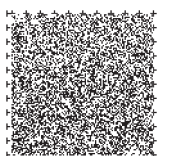
No.	施策名	取り組み内容	担当課
1	公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進	施設の新築や大規模な改修を行う際、バリアフリー化にも留意して行います。また、バリアフリー法や福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するように、段差の解消や手すりの設置等、施設のバリアフリー化を推進します。	建築都市課 土木建設課 教育総務課 社会教育課

※1バリアフリー：「障がい者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

※2 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が、利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。



2	福祉のまちづくりのための 啓発活動の充実	障がいのある人をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反による支障が生じることをないよう、啓発に取り組めます。	子育て福祉課
3	「ふくおかまごころ駐車場 制度」の普及促進	車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がいのある人が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車を駐め、安全かつ安心して利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進に取り組めます。	子育て福祉課
4	市公式ホームページのウェブ アクセシビリティの確保	令和5年2月より、読み上げ機能、文字サイズ変更、ルビ、色覚障がい者用のフィルターなどを利用できる「やさしいブラウザ」を新たに導入しており、今後も継続して行います。	秘書政策課



(2) 移動・交通対策の推進

<現状>

障がい福祉についての市民意識調査では、外出時に利用する交通手段に「自家用車（家族等が運転する場合を含む）」と、約5割の人が回答しています。その中には、免許返納後の交通の便を心配している人もいます。

また、「タクシーを利用している」と、約1割の人が回答しており、公共交通機関が少ないという問題が浮き彫りになっています。

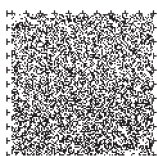
<評価と課題>

移動手段が限られる障がい者や高齢者に対し、バス等の公共交通機関は、行動範囲を広げる大切な移動手段です。しかし、徒歩圏内に店舗のない地域では買い物が困難になっており、利用しやすい環境整備を図る必要があります。

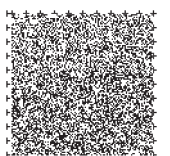
今後は、関連法や制度を踏まえつつ、交通事業者等の関係機関と連携を図り、よりよい公共交通の整備を進めていくことが重要です。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	生活交通の維持・確保	障がいのある人や高齢者等の生活交通を確保するため、今後も民間バス路線の維持に努め、本市が運営する乗合バス等の利用促進や運賃の支援を行うとともに、AI デマンドタクシーの利便性の向上を図ります。AI デマンドタクシーに車いす対応車両を導入し、より障がいのある人の移動支援に努めます。	産業観光課
2	福祉タクシー制度の充実	身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者に対して、福祉タクシー利用券（月4枚）を交付して料金の助成を行います。今後も障がいのある人の社会活動の範囲の拡大と日常生活の利便を図るため福祉タクシー料金の助成を継続するとともに、その周知を行います。	子育て福祉課



No.	施策名	取組内容	担当課
3	買い物利便性の向上	毎週2回（水・木）計12か所で移動販売を実施しており、高齢者等の買い物の利便性の向上を行います。商業施設の出店や交通の利便性向上により利用者数が減った場所を見直し、障がいのある人や高齢者等で買い物困難となっている場所での開催を行います。	産業観光課
4	運行車両等の改善促進	民間バス会社の廃線、撤退等も続き、民間バス路線は直方－博多間のみとなっているため、JR九州バス（株）に対して、存続の呼びかけを行います。現在、JR九州バス（株）の低床バスでの運行に伴い今後も、低床バス車両への更新・整備等、改善の依頼を行います。	産業観光課
5	交通安全対策の充実	交通安全対策協議会を年2回開催し、交通安全協会等と連携し、セーフティステーションを行います。また、年4回の交通安全運動期間中での、職員による街頭指導を行い、歩行者の安全確保に取り組めます。	総務課
6	移動手段の確保	歩行が困難な車椅子利用者や介助者に対して、宮若市社会福祉協議会での福祉車両の貸出事業を実施し、移動手段の確保を行います。	子育て福祉課



(3) 住宅環境の整備

<現状>

障がい福祉についての市民意識調査では、望む住まいに「一般の住宅で暮らしたい」と、約2割の人が回答しており、「家族と暮らしたい」と約6割の人が回答しています。このことから、住み慣れた地域で、在宅での生活を望む人が多いことが分かります。

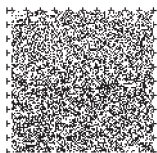
<評価と課題>

障がいのある人が入所施設や病院から地域へ移行したり、住み慣れた地域で生活をしていくためには、暮らしの場の確保と、障がいのある人等に配慮した住みやすい住宅の整備を進める必要があります。

障がいのある人が希望する暮らしを送るため、将来の不安要素である「親亡き後」を見据えた環境整備や住まいの確保を行うことが重要です。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	障がい者に配慮した住宅の整備促進	宮若市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化著しい市営住宅の除却事業を進め、管理戸数の適正化を図りつつ、市営住宅団地の集約建替えに向けた計画の策定に取り組む際、障がいを持つ入居者が安心・安全に日常生活を送れるように配慮し整備することに取り組みます。	建築都市課
2	住宅改修等の支援	介護保険制度による住宅改修や高齢者・障がい者住みよか事業により入居者自身での改修が可能なため、積極的な情報発信を行います。	子育て福祉課 健康福祉課 建築都市課



(4) 防災・防犯対策の充実

<現状>

障がい福祉についての市民意識調査では、火事や地震、大雨などの災害時に「一人で避難できない」と、約4割が回答しています。また、災害時に「助けてくれる人が近くにいない」と「わからない」を合わせると、6割を超えています。さらに、災害時の心配事として、「トイレなどの避難所の設備」、「安全なところまで迅速に避難できない」、「必要な投薬治療が受けられない」が、回答の上位に挙がっています。

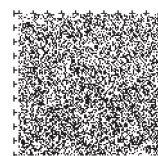
<評価と課題>

地震や集中豪雨による緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実強化は、地域において安全・安心な生活を送る上で大変重要です。

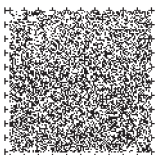
今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、障がい特性に応じた避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に取り組むとともに、防災・防犯意識の啓発や情報提供等により、安全安心のまちづくりを推進することが必要です。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	災害の知識及び対処法についての啓発・広報と整備充実	令和5年3月に改訂した防災マップを全戸配布し、これに併せ市公式HPを更新し災害情報の発信に努めます。避難行動要支援者の名簿情報提供の同意及び個別避難計画の作成を進めるため、同制度の更なる周知を行います。	総務課 子育て福祉課
2	避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携	避難行動要支援者名簿を毎年更新しています。また、個別避難計画の作成に取り組めます。	総務課 子育て福祉課
3	あらゆる情報伝達手段の確保と緊急通報連絡体制の整備充実	災害情報や避難情報の伝達手段の多重化として防災行政無線、登録制メールに加え、LINEなどSNSも活用を行っており、今後も継続して行います。	総務課 子育て福祉課



No.	施策名	取組内容	担当課
4	自助・共助・公助が一体となった連携体制の強化	自治会やブロックで開催される防災研修会等において、自助、共助の重要性についての周知に取り組みます。	総務課 まちづくり推進課
5	防犯対策の充実	今後も継続して、自主防犯組織の設立の発信を行います。また青色パトロール車による市内の巡回を行うとともに、特殊詐欺防止対策に取り組みます。	総務課
6	消費者トラブルの防止	警察等と連携し、特殊詐欺防止の啓発を行います。また、消費者被害防止のパンフレットを毎年、全戸配布し、他市町と共同で啓発活動を年2回行います。出前講座の実施では、視覚障がい者に対するパンフレット作成に向けた取り組みを進めるとともに、障がいのある人や高齢者に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供や、出前講座に取り組みます。	総務課 子育て福祉課 産業観光課



(5) 感染症対策の充実

<現状>

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月より感染法上の位置づけが5類に引き下げられることが発表され、「新しい生活様式」の実践が求められる中でコミュニケーションの制約等が生じ、情報取得に困難を抱える障がいのある人もいます。

<評価と課題>

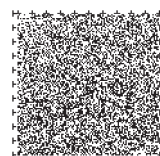
高齢者施設や障がい者支援施設の利用者は、特に重症化リスクが高いため、感染症対策への情報提供を継続して行う必要があります。

今後も、感染症予防等に係る医療機関などの接種会場においては、障がい特性に応じた合理的配慮の提供が行き届くよう努めなければなりません。

<今後の取り組み>

No.	施策名	取組内容	担当課
1	新しい生活様式における情報保障の推進	障がいのある人が「いつでも」「どこからでも」情報にアクセスし、意思表示やコミュニケーションができる環境を目指し、遠隔手話通訳の活用など障がい分野での ICT※の活用を推進します。	子育て福祉課
2	施設における感染症対策の充実	感染症拡大時において、障がいのある人が障がい福祉サービス等を継続して利用できる必要があることから、施設内での感染症の発生や感染の拡大を防止するため、障がい福祉サービス事業所等への感染症対策の啓発を強化します。	子育て福祉課

※ I C T : インターネットを活用した情報共有を実施する技術の総称のこと。たとえば、メールやチャット、SNSといったコミュニケーションツールはもちろん、Webサービスも含まれる。



第 5 章

第 7 期障がい福祉計画・

第 3 期障がい児福祉計画

1 成果指標及び活動指標

第 6 期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和 5 年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和 8 年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第 6 期計画では、令和 5 年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者の 6%以上（4 人）を地域生活へ移行することを目標としていました。令和 4 年度末における地域生活移行者数は 1 人となっています。

本計画では、必要な意思決定支援を行いつつ、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和 4 年度末時点における施設入所者（58 人）の 6%以上を令和 8 年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和 8 年度末時点における福祉施設入所者を、令和 4 年度末時点から 5%以上削減することを目標とします。

数値目標 1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実 績	令和 4 年度末現在の施設入所者数	58 人
	令和 4 年度末までの地域生活移行者数※1	1 人
見込みと 目標値	令和 8 年度末の施設入所者数	55 人
	令和 8 年度末までの削減数※2	3 人
	令和 8 年度末までの地域生活移行者数※1	4 人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

※2 令和 8 年度末までの削減数は、令和 5～8 年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の充実

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における保健、医療、福祉の関係者による連携体制を強化して、地域移行や定着が可能となる地域包括ケアシステムを整備し、機能の充実に向けた検討が必要です。

検討にあたっては、直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会を活用して、協議の場を設置するとともに、精神障がい者の家族の継続的な支援と機能の充実を図るため、年1回以上その運用状況について検証、協議を進めます。

数値目標2：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備、運用状況の検証等	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備（直方市、宮若市、鞍手郡圏域での設置）	1箇所
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの運用状況の検証、検討（実施回数）	年1回以上
精神障がいにも対応した地域包括部会における医療、保健、福祉等の関係者による勉強会及び事例検討会（実施回数）	年4回程度

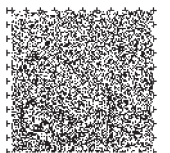
(3) 地域生活支援拠点等の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして、国の基本指針では、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その支援の実績等を踏まえ、年1回以上運用状況を検証、検討することが基本とされています。

本市では、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の機能の充実に向け、実状や課題を関係機関において情報共有し、検討にあたっては、直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会等を活用して協議を進めます。

数値目標3：地域生活支援拠点等の運用状況の検証等	
地域生活支援拠点等の整備（直方市、宮若市、鞍手郡圏域での設置）	1箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討（実施回数）	年1回以上
地域生活支援拠点等担当者会議（基幹相談支援センターかのん、行政）	毎月

※地域包括ケアシステム：住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のことをいう。



(4) 強度行動障がい有者への支援体制の充実について

強度行動障がい有者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。国の基本指針では、令和8年度末までに、強度行動障害有者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。基幹相談支援センターかのを中心に支援ニーズの把握に努めます。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

第6期計画では、令和5年度における年間一般就労への移行者数の目標を7人と設定していましたが、令和3年度の一般就労移行者数は1人となっています。

本計画では、国の指針に基づき、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

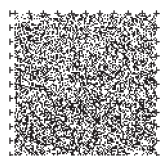
①就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

数値目標4：福祉施設から一般就労への移行			
	年間一般就労移行者数 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	国の指針
就労移行支援	1人	3人	1.31倍以上
就労継続支援A型	0人	2人	1.29倍以上
就労継続支援B型	0人	1人	1.28倍以上

②就労定着支援の職場定着率

障がいのある人の一般就労への定着も重要であるため、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に係る目標値については、令和3年度の実績（4人）の1.41倍以上を基本とします。

また、雇用や福祉等の関係機関による支援体制の構築を図るため、自立支援協議会の就労支援部会において、協議の場を設け、離職者や特別支援学校の卒業者等に対する就職の支援や、雇用支援策に関する理解の促進を図ること等の取組みを進めます。



数値目標 5：就労定着支援の職場定着率		
目標値	令和 8 年度における就労定着支援利用見込者数	6 人
	就労支援部会における雇用促進に係る取組（実施回数）	年 1 回以上

（6）相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域で自立した日常生活または社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、一人ひとりの複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療及び福祉サービスを提供するため、基幹相談支援センターかのかのんにおいて、総合的・専門的な相談支援を行います。

また、個別事例の検討を通じた人材育成に係る研修等を実施し、地域の相談支援体制の連携強化を図ります。

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

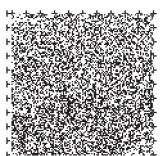
障がい者等が必要とする障がい福祉サービスについては、多様化するとともに、多くの事業者が参入しています。利用者が真に必要とするサービス等の提供が行われるよう、市職員は、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、必要なサービスが提供されているか検証を行う必要があります。

このため、県主催の障がい福祉サービス等に係る研修会への担当職員の参加を推進するとともに、障害者自立支援審査支払等システムを活用し、事業所の適正な運営に向けて請求内容の過誤を無くすための取組みを行います。

①サービスの質の向上を図るための体制確保

審査支払等システムでの審査結果や分析等の結果を受けて、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会を協議の場として活用し、福祉サービスの質を向上させるための検討を行います。

数値目標 6：職員の研修等への参加推進、審査支払等システムの活用	
障がい福祉サービスに係る研修等参加人数	4 人
審査支払等システムによる審査結果・分析結果を活用した取組	実施 1 回



(8) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、身近な地域で切れ目のない一貫した支援を提供することができるよう、将来を見据えた地域支援体制の整備とネットワークの構築を図る必要があります。

①児童発達支援センター※の設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、関係機関と連携し、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置することが基本とされています。

また、地域の通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制整備を行います。

数値目標7：児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の整備	
児童発達支援センターの設置（直方市、宮若市、鞍手郡圏域での設置）	1箇所
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	有

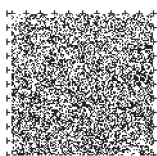
②重症心身障がい児を支援する事業所の確保及び医療的ケア児への支援

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

また、直鞍圏域において、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置に努めます。

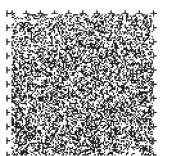
数値目標8：重症心身障がい児支援・医療的ケア児等コーディネーター体制	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（直方市、宮若市、鞍手郡圏域での設置）	2箇所以上
総合調整を行う医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（直方市、宮若市、鞍手郡圏域での設置）	4人

※児童発達支援センター：地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。



(9) 障がい特性に配慮した意思決定支援の推進

自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように支援する必要があります。意思決定支援に関する厚生労働省の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(2017)に基づいた福岡県の取組みに関して連携するとともに、相談支援事業者等の研修会・会議への参加を促進していきます。



2 必要量見込みと確保の方策

第6期計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス必要量を以下のとおり見込みました。

(1) 障がい福祉サービス等の必要量見込み

ア 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護や調理、洗濯・掃除等の家事などを行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	41	41	41	41	41	41
利用時間 (時間／月)	525	450	452	454	458	462

※令和5年度は見込み（以下同じ）。

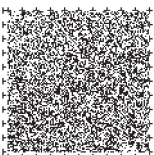
※人／月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）
（以下同じ）。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の支援を総合的に行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	4	4	4	4	4	4
利用時間 (時間／月)	444	406	406	406	406	406



③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が対象です。外出の同行及び外出時に必要となる移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他必要となる援助を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	1	1	1	1	1	1
利用時間 (時間／月)	7	3	5	5	5	5

④ 行動援護

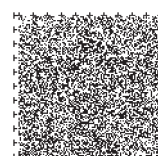
知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間／月)	0	0	0	10	10	10

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間／月)	0	0	0	0	0	0



イ 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	90	91	90	90	90	90
利用日数 （人日／月）	1,677	1,895	1,904	1,913	1,913	1,913

※人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）
（以下同じ）。

② 自立訓練（機能訓練）

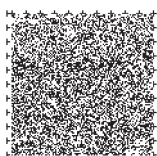
地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用日数 （人日／月）	0	0	0	23	23	23

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	2	4	4	5	6	7
利用日数 （人日／月）	52	27	34	41	55	69



④ 就労選択支援（新設）

新たに創設されるサービスで、就労を希望する人とサービス・企業とのミスマッチを防ぐほか、障がいを持つ人が自身のスキルや適性、希望に合う就労先につなげることを目的としています。これまで事業所単位で支援をおこなっていた機関同士が連携を取り合うことで適切な支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）					1	1
利用日数 （人日／月）					5	5

⑤ 就労移行支援

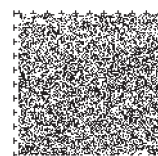
一般企業への就労を希望し、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	15	14	15	16	19	23
利用日数 （人日／月）	265	277	314	352	447	559

⑥ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	19	20	20	21	22	23
利用日数 （人日／月）	357	419	423	427	436	445



⑦ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることがや就労継続支援A型を利用することが困難な人、就労移行支援を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	120	130	132	134	138	142
利用日数 (人日／月)	1,896	2,462	2,498	2,534	2,606	2,678

⑧ 就労定着支援

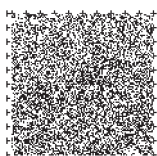
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／年)	2	3	3	4	5	6

⑨ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	7	6	7	6	6	6



⑩ 短期入所

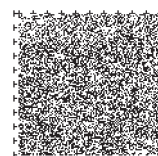
居宅で介助や介護をする人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護などを行うサービスです。

■福祉型短期入所

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	8	10	11	12	14	16
利用日数 （人日／月）	32	48	48	48	56	64

■医療型短期入所

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	2	2	2	2	2	2
利用日数 （人日／月）	16	9	9	10	10	10



ウ 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がいのある人で単身生活を希望する者等に対して、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や適時のタイミングで必要な支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	6	3	3	4	5	6

② 共同生活援助（グループホーム）

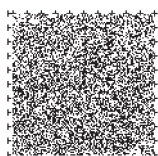
地域で共同生活を希望する障がいのある人で、主に夜間、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	63	78	83	90	104	120

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の対象者のうち、単身での生活が困難な人で、日中活動とあわせて、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護などを行うサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	56	58	58	57	56	55



エ 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がいのある人の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。また、定期的なモニタリングを行い、必要に応じサービス等利用計画を見直します。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	321	323	325	328	333	338

② 地域移行支援

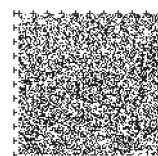
障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談や見守りその他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1



(2) 地域生活支援事業の必要量見込み

本市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、障がい者等への理解を深めるための事業です。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	有	有	有	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

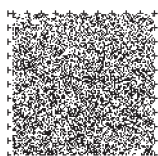
障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者団体やボランティア団体など、自発的な取り組みに対し支援を行う事業です。

区 分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	有	有	有	有	有	有

ウ 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。



また、相談支援事業を中心に、直轄地区障がい者基幹相談支援センターかのを相談支援の拠点として、地域の実情に応じた相談支援を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等により、相談支援機能の強化を図る事業です。直轄地区障がい者等地域自立支援協議会の相談支援部会において、困難ケースへの対応などに取り組みます。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

知的障がい者・精神障がい者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言など地域生活の支援を行う事業です。

本事業は、直轄地区障がい者基幹相談支援センターかのを委託事業として、実施します。

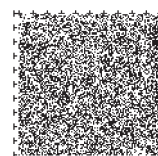
エ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援 事業申立件数	（件/年）	1	1	1	2	2	2

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するため、法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。研修等を行うための体制整備に向けた協議、検討の場として、自立支援協議会（権利擁護部会）を活用します。



カ 意思疎通支援事業

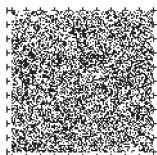
手話通訳者・奉仕員、要約筆記者を派遣する事業で、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者等との意思疎通を仲介するサービスです。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業実利用人数	(人/年)	59	69	65	66	68	70
手話通訳者設置事業設置数・設置事業利用件数	(か所)	2	2	1	1	1	1
	(件/年)	265	261	260	262	265	268

キ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がいのある人に対し、排せつ管理支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図る事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	1	0	2	2	3	4
自立生活支援用具	(件/年)	8	12	8	8	9	10
在宅療養等支援用具	(件/年)	5	5	5	6	7	8
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	17	13	10	11	12	13
排せつ管理支援用具	(件/年)	653	726	732	732	744	744
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	(件/年)	0	2	2	2	2	2



ク 手話奉仕員養成研修事業

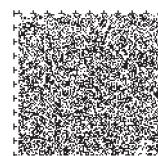
聴覚に障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
養成講座修了者数	（人/年）	0	14	9	12	10	12

ケ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、余暇活動等の社会参加に必要なヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援する事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数	（人/月）	10	9	10	12	14	14
延べ利用 時間数	（時間/年）	875	976	1,000	1,100	1,170	1,170



コ 地域活動支援センター

利用者に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数 ※自市分（他市町分含む）	（か所）	3	3	3	3	3	3
利用者数 ※自市分（他市町分含む）	（人日/月）	32	32	30	29	29	29
実施箇所数 ※他市町分再掲	（か所）	1	1	1	1	1	1
利用者数 ※他市町分再掲	（人日/月）	15	16	15	15	15	15

サ 自動車運転免許取得・改造助成事業

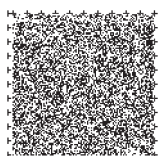
障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成する事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数	（人/年）	1	1	1	2	2	2

シ 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息及び家族の就労支援のため、日中の一時預かりを行う事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数	（人/年）	39	42	41	42	42	42



(3) 児童福祉法上のサービス必要量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスで、通所系のサービスである障がい児通所支援については、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援があります。

障がい児通所支援とその利用に必要となる障がい児相談支援の内容と今後の必要量の見込みは以下のとおりです。

ア 障がい児通所支援

① 児童発達支援

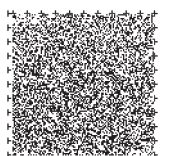
身近な地域で質の高い支援を必要とする児童に対し、障がいの特性に応じた療育を受けられる場を提供し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

区 分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	43	47	52	57	67	77
利用入日数 (人日／月)	549	627	697	767	907	1,047

② 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	79	75	76	78	81	84
利用入日数 (人日／月)	1,228	1,105	1,128	1,150	1,195	1,240



③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、療育支援員等が当該施設を訪問し、集団生活適応のための専門的支援等を行うサービスです。

区 分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	3	4	4	4	4	4
利用人日数 (人日／月)	6	10	10	10	10	10

④ 居宅訪問型児童発達支援

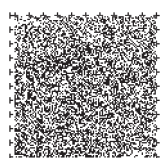
重度の障がい等により障がい児通所支援を利用するための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行うサービスです。

区 分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用人日数 (人日／月)	0	0	0	0	0	0

⑤ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用人日数 (人日／月)	0	0	0	0	0	0

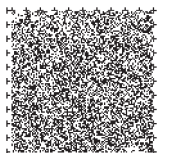


イ 相談支援

① 障がい児相談支援

障がい児通所支援等を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。また、定期的なモニタリングを行い、必要に応じ障がい児支援利用計画を見直します。

区 分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	136	143	149	156	169	182



第 6 章

計画の推進体制

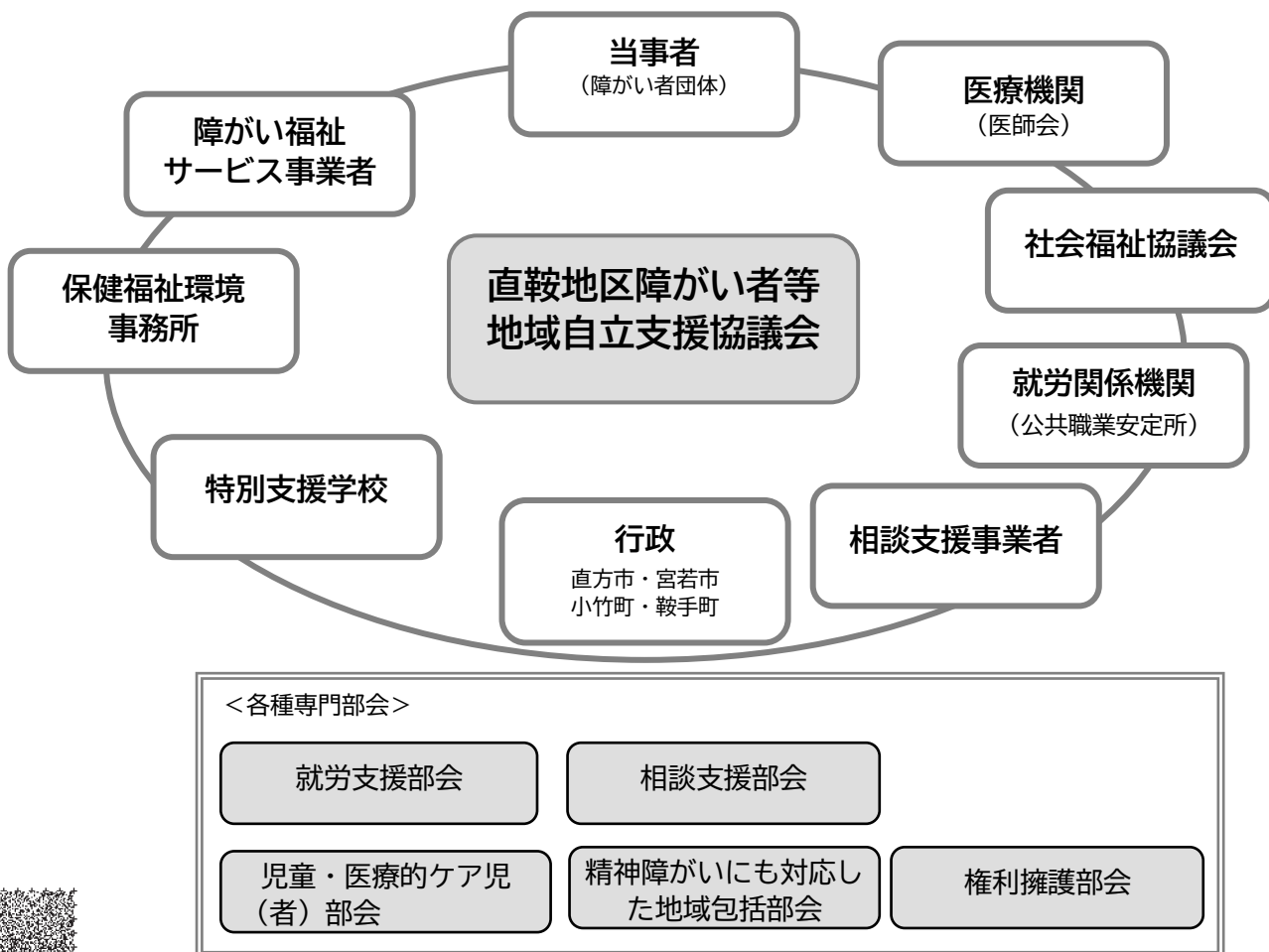
1 自立支援協議会を核とした関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内各部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体、市社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等及び近隣市町との連携を図りながら、サービスの提供に努めます。

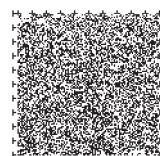
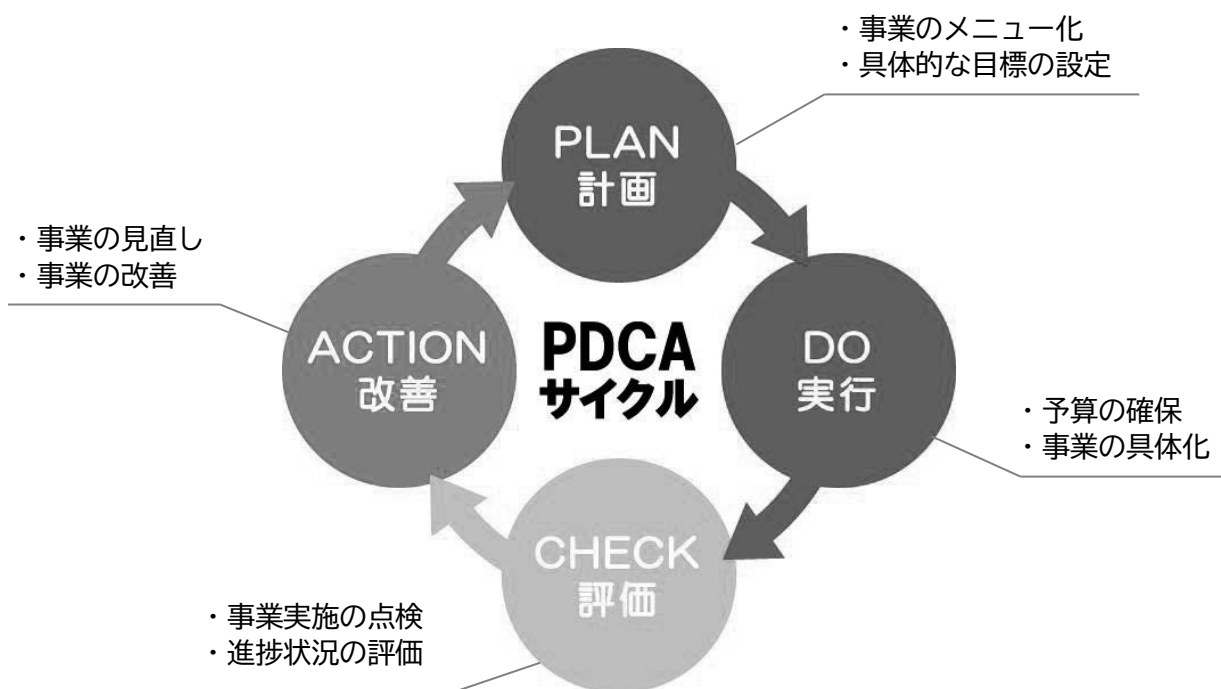
本市では、関係機関・団体のネットワークの中核組織として、平成 21 年度に直鞍地区の 2 市 2 町共同で「直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会」を設置しました。今後も、直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会と連携して、関係機関による地域ネットワークの構築と社会資源の充実を図ります。

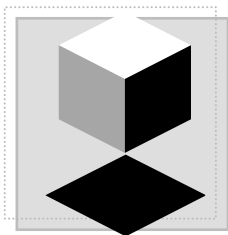
直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会概要



2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、障がい者施策やサービスの実行性を高めるため、各年度、計画の進捗状況を「宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会」に報告し、協議会からの意見・提言を踏まえて、必要があると認めるときは、PDCAサイクルの考え方に基づき、各種事業の充実・見直しを行っていきます。





参考資料

宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会規則

平成 18 年 11 月 24 日

規則第 125 号

(設置)

第 1 条 宮若市障害者計画及び宮若市障害福祉計画（以下これらを「障害者計画等」という。）の策定等を行うため、宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、必要な意見の具申等を行う。

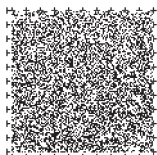
- (1) 障害者計画等の策定に関する事項
- (2) 障害者計画等の遂行状況に関する事項
- (3) その他障害者計画等に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会長 1 人
- (2) 民生委員 1 人
- (3) 医師 1 人
- (4) 社会福祉士 1 人
- (5) 精神保健福祉士 1 人
- (6) 社会福祉協議会の役員 1 人
- (7) ボランティア連絡協議会の役員 1 人
- (8) 手話の会の役員又は会員 1 人
- (9) 身体障害者福祉協会の役員 1 人
- (10) 直鞍ブロック腎友会の役員 1 人
- (11) 手をつなぐ親の会連絡協議会の役員 1 人
- (12) 直方鞍手地域精神障害者家族会の会員又は賛助会員 1 人
- (13) 直方公共職業安定所の職員 1 人
- (14) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の職員 1 人
- (15) 小・中学校校長 1 人



(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条の職を離れた者は、委員の任を解かれたものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 協議会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の会議に必要があるときは、会長は、関係者の出席を求めることができる。

(書面会議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、書面を各委員に送付し、賛否を問うことにより、協議会の会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害者計画等の策定等に関する事務の担当課で処理する。

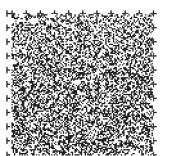
(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

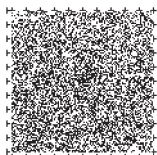
1 この規則は、公布の日から施行する。



宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会 委員名簿

(任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日)

	所属	委員氏名	備考
1	宮若市自治会長会	占部 繁男	1号委員 自治会長
2	宮若市民生委員児童委員協議会	有吉 勝志	2号委員 民生委員
3	一般社団法人 直方鞍手医師会	弓削 至	3号委員 医師
4	公益社団法人 福岡県社会福祉士会	原田 剛	4号委員 社会福祉士
5	一般社団法人 福岡県精神保健福祉士協会	田才 尚子	5号委員 精神保健福祉士
6	社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会	有吉 光彦	6号委員 社会福祉協議会の役員
7	宮若市ボランティア連絡協議会	菅原 勝子	7号委員 ボランティア連絡協議会の役員
8	宮若手話の会たけのこ	毛利 豊典	8号委員 手話の会の役員又は会員
9	宮若市身体障害者福祉協会	下川 厚子	9号委員 身体障害者福祉協会の役員
10	直鞍ブロック腎友会	伊藤 昭	10号委員 直鞍ブロック腎友会の会員
11	宮若市手をつなぐ親の会	岩見 正仁	11号委員 手をつなぐ親の会連絡協議会の役員
12	直方鞍手地域精神障がい者家族会・なおみの会	田村 宏	12号委員 直方鞍手地域精神障害者家族会の賛助会員
13	直方公共職業安定所	植松 健二	13号委員 直方公共職業安定所の職員
14	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	亀崎 満	14号委員 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の職員
15	宮若市立小・中学校校長会	吉田 英紀	15号委員 小・中学校校長



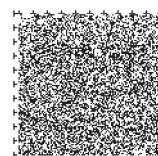
宮若市障がい者計画・障がい福祉計画策定の経過

<障害者計画・障害福祉計画推進協議会>

年 月 日	会議名	議題
令和5年10月30日	第1回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画推進協議会	・ 現行障がい者計画・ 障がい福祉計画の 遂行状況について ・ 次期障がい者計画・ 障がい福祉計画の 策定について ・ 市民意識調査結果報告書 ・ 計画の骨子（案）について ・ 策定年間スケジュールについて
11月24日	第2回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画推進協議会	・ 計画（素案）について

<障害者計画・障害福祉計画策定委員会（庁内組織 市長（副市長）、課長級）>

年 月 日	会議名	議題
令和5年10月16日	第1回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	・ 現行障がい者計画・ 障がい福祉計画の 遂行状況について ・ 次期障がい者計画・ 障がい福祉計画の 策定について ・ 市民意識調査結果報告書 ・ 計画の骨子（案）について ・ 策定年間スケジュールについて
11月15日	第2回宮若市障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	・ 計画（素案）について



<パブリックコメントの概要>

公表及び 意見の募集期間	令和 5 年 12 月 7 日から令和 6 年 1 月 5 日までの 30 日間
公表場所	宮若市役所（多目的ホール）、若宮コミュニティセンター「ハートフル」、生涯学習センター「宮若リコリス」、宮若市公式ホームページ
意見数	10 件

